

令和3年1月18日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会、業務・マネジメント部会（令和2年度 第1回）

資料6

報告事項

今後の建設生産・管理システムのあり方

建設生産・管理システムの課題

建設生産・管理システムの現状

- 1つの事業を計画し、施工し、管理していく中では、様々なプレイヤー（測量会社、建設コンサル、ゼネコン等）が各々の役割（測量、設計、発注者支援、施工、点検、維持修繕等）の下で関与している。
- 事業を進めるため、発注者は業務や工事を発注し、監督しながら完成に向けて取り組んでいる。

発注者の執務の現状

- 各事業のプロセスごとの処理を中心に対応。
- 業務や工事の成果は報告書や図面等は電子納品が進む一方、実務的には紙ファイルも執務室や倉庫で保管されることが多い。
- また、発注者側で担当者の人事異動があり、引継ぎが十分でない場合は、手戻りや経緯・成果の確認に時間を要すると指摘されている。
- 新分野や新領域の技術に十分追随できていない。

関連する民間事業者の現状

- 建設生産・管理システムの中で、それぞれのプロセスにおいて役割（測量、設計、発注者支援、施工、点検、維持修繕等）を明確にして対応している。
- 一方で、従来の建設産業の概念にない新分野や新領域の技術（ドローン、クラウド等）や斬新なアイデアが出されており、これ取り込むことで業務や施工の効率化が期待できる一方、活用できる現場が限られているとも指摘されている。

今後10年の社会変動

- 社会全体のデジタル化が急速に進展することが想定される。
- 人口減少社会においては、建設産業に従事する技術者や技能者、発注者である公務員の総職員数は現在よりも減少することが想定される。
- 一方で、管理するインフラストックは増加し、維持管理・更新を含めたインフラの整備は継続する。

課題に対するアプローチ① 効率的で質の高い事業の実現

効率的で質の高い事業の実現

＜現在＞

- ・プロセスごとに最適化され、プロセス間の成果・データ引継に課題
- ・成果物の多くが紙資料、過去の成果が散在しアクセス性が悪い

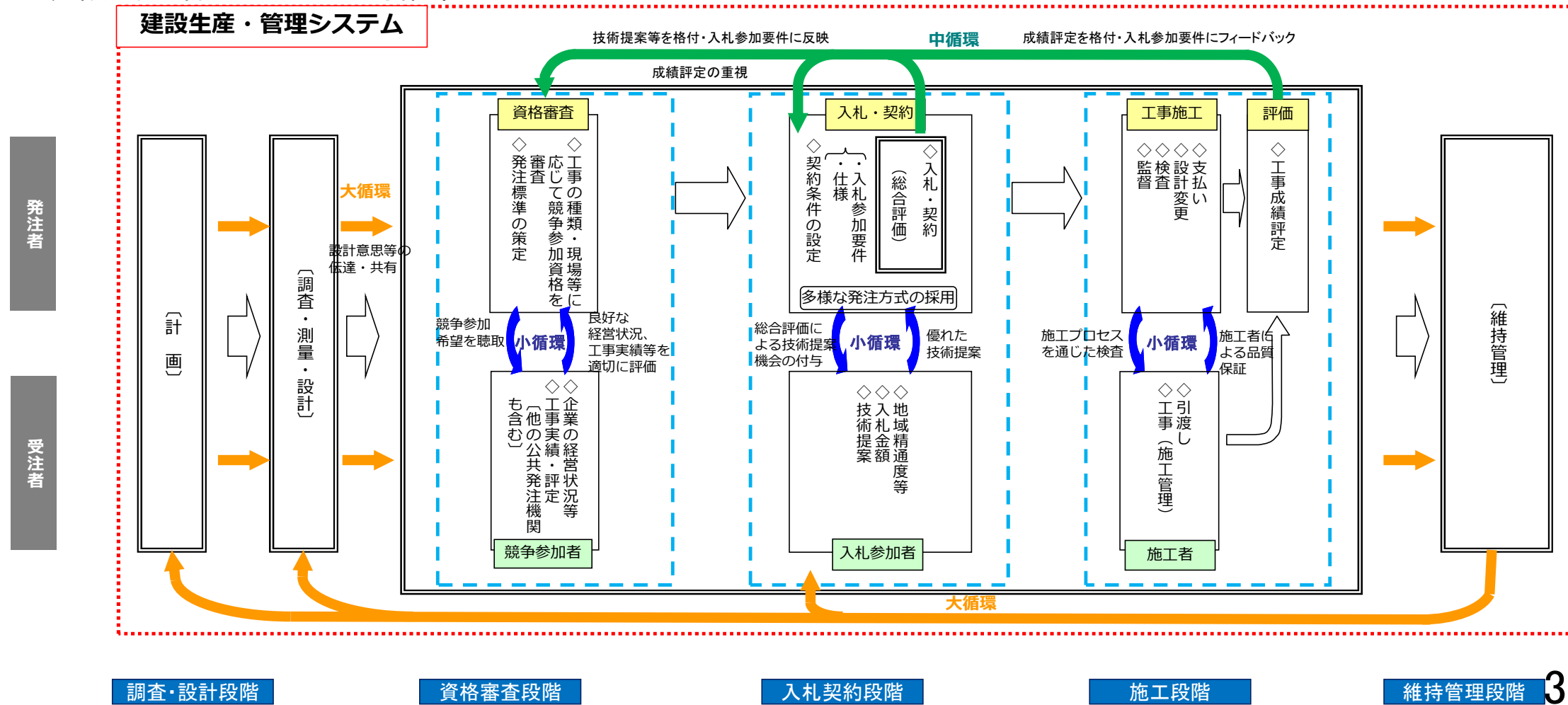


＜10年後には、例えば、＞

- ・成果はデータで共通のプラットフォームに体系的に保管。
必要とする情報にだれでも、どこからでもアクセス可能に

建設生産・管理システムの好循環

建設生産・管理システム



多様な事業者が生き活きと参画できる開かれたインフラ産業

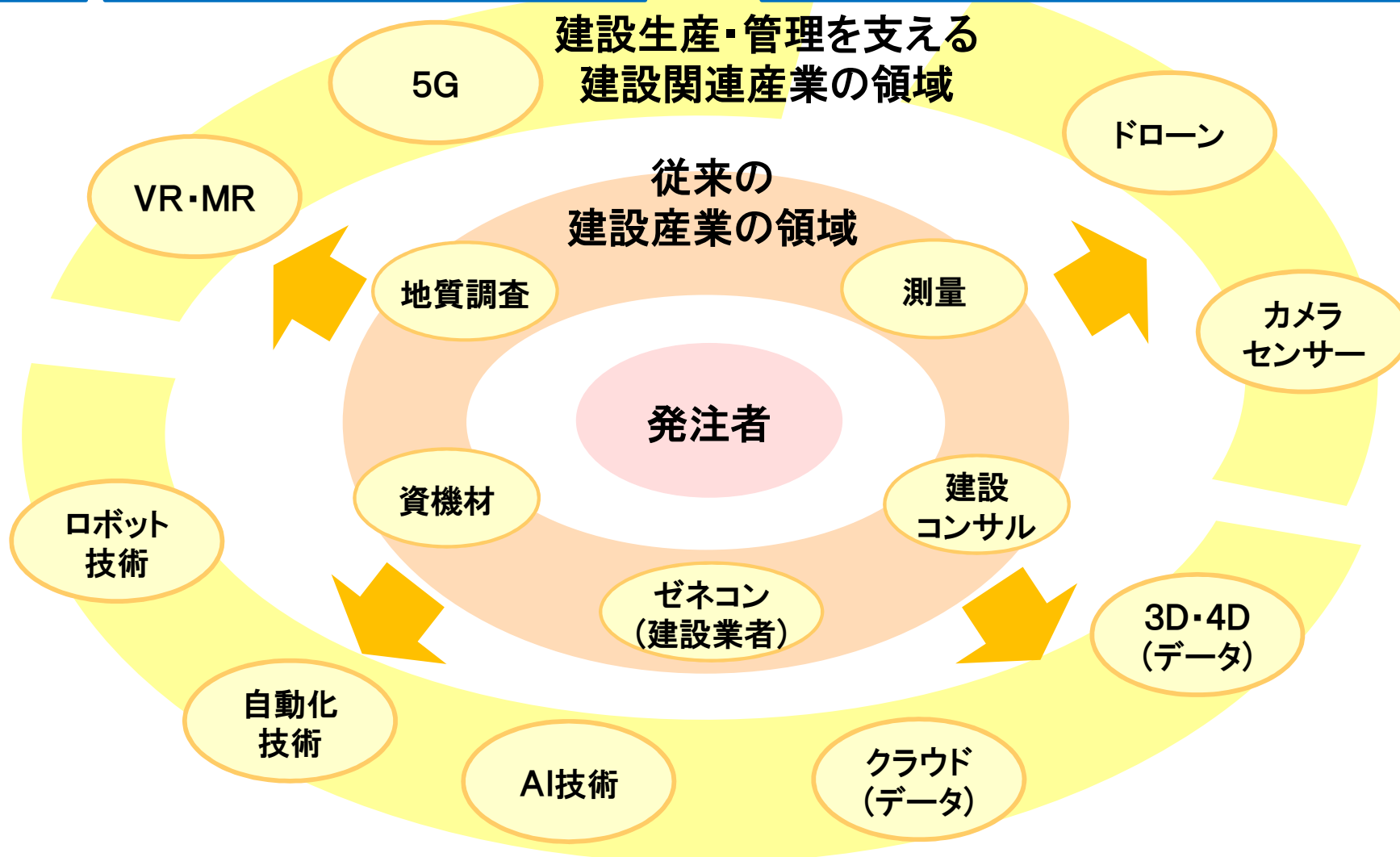
開かれたインフラ産業

＜現在＞

- 各々のプレイヤーが役割分担の下で業務・工事を実施

＜10年後には、例えば、＞

- 建設産業は、従来の測量会社・設計コンサル・ゼネコン等に加え、関連産業から提供されるデータや新技術を取り込んで成り立つ広がりを持った産業へ



建設生産・管理システムの将来像(10年後)

建設生産・管理(プロジェクト)のプロセス

- ・調査の高度化・効率化
 - 非開削の地質調査
 - 地下水の季節変動把握
 - カメラ・ドローンによる生態調査

調査・計画

- ・事業採択時にリスクを抽出・整理
- ・リスクに応じたフロントローディング

- ・3次元で測量データを取得
- ・3次元地図上に蓄積

設計

- ・3次元 / 4次元で打合せ、地元説明

ECI等の活用で
フロントローディング

- ・3次元設計
- ・施工手順も踏まえた4次元設計

- ・発注ロット割の自動化

- ・設計成果(3次元モデル)が
工事発注図書

- ・設計照査の高度化・効率化

管理

- ・3次元データのオープン化
- ・官民双方による3次元データの利活用

プロセス間を3Dデータで一気通貫に繋ぐ

- ・「インフラデータプラットフォーム」にデータ格納

- ・3次元検査

- ・検査時に取得した3次元データを
管理に引継

工事

- ・施工の自動化
- ・ロボット施工
- ・パワーアシストスーツを着た作業員

- ・管理の高度化・効率化
 - リモートセンシングによる異常の早期発見
 - 新技術による不可視部分の状態把握
 - AIで変状の検出、老朽化進行具合の判断

- ・センサー・カメラを通じた現場監督

生成・加工・活用・廃棄まで
一貫したデータマネジメント

発注者

- ・新技術は仕様を定めて認証

- ・技術者・事業者情報のネットワーク化・活用で受発注者の事務軽減
- ・クラウドにより受発注者で各種情報を共有

建設産業

- ・認証技術の活用で
施工・管理を高度化・効率化

- ・3Dモデルの高度化
- ・データベース・クラウドシステム
- ・データ加工・活用の高度化・効率化

- ・調査・測量に活用できる
センシング技術
- ・施工の効率化技術
- ・管理を高度化するAI

IT業界等

建設生産・管理を 支える産業

測量は各フェーズで
必要に応じて実施

創造的な成果を活かしやすい発注方法

創造的な成果を活かしやすい発注方法

< 現在 >

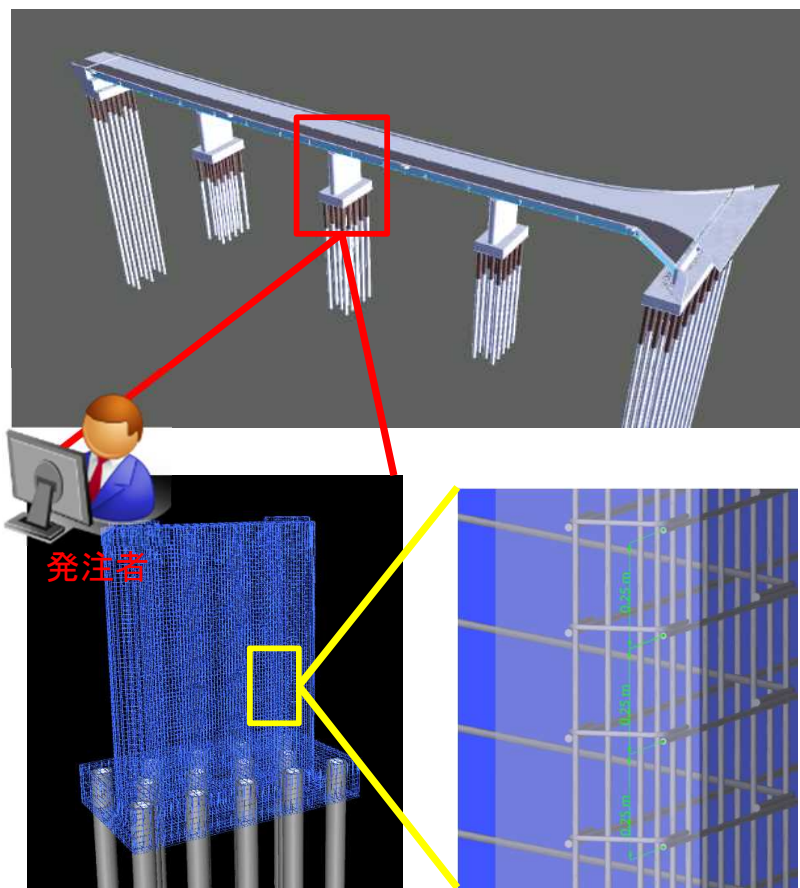
- ・2次元の図面を中心とした契約
- ・従来の建設産業を想定した入札契約のルール
- ・有用な新技術を活用する場合の隘路(従来技術との比較検討が必要、発注担当職員の負担)



< 10年後には、例えば、 >

- ・3次元モデル(BIM/CIM)を前提とした設計・積算、契約
- ・関連産業を取り込める入札契約方式
- ・施工を効率化する設計(プレキャスト等)の採用
- ・LCC(維持管理)を考慮した設計を選定
- ・ECIなど施工者が他のプロセスにも関わる方式による発注等を通じて、事業全体の最適化を踏まえた技術導入

3次元データの活用
(モデルに様々なデータを紐づけ)



プレキャストを活用した施工の効率化
※施工の効率化に資する場合は、PCa活用を積極的に検討できるように

<h4>大型化</h4> <p>従来、現場打ちでしか対応できなかった構造や部材をプレキャスト化する。</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業の効率化 ・工期短縮 <p>従来のボックスカルバート 分割式による大型化したボックスカルバート</p>	<h4>ハーフプレキャスト</h4> <p>工場で製作したプレキャスト製品を現場で組み立て、兼用型枠として配置する。これに中筋コンクリートを充填する。</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型枠の設置作業、脱型作業の削減 ・工期短縮 <p>工場にて半円形製作 現場で組み立て クレーンで吊り込み設置し、中筋コンクリートを充填</p>
<h4>サイトプレキャスト</h4> <p>施工現場付近にプレキャストの製作ヤードを設置。</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬手間の削減 ・工期短縮 <p>製作ヤード 製作ヤードでプレキャスト製作</p>	<h4>フルプレキャスト</h4> <p>各部材の規格(サイズ)を標準化し、連携部材を組み合わせて施工</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業の効率化 ・工期短縮 <p>ラーメン構造高架構の例 施工状況 ©大林組</p>

課題に対するアプローチ④ 安全で働きがいのある労働環境

安全で働き
がいのある
労働環境

<現在>

- ・ 納品成果の電子データ化は進展するも活用に課題
- ・ 立会を基本とする施工管理



< 10年後には、例えば、 >

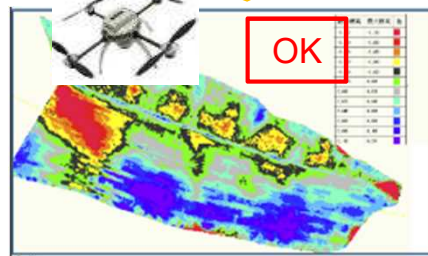
- ・ データ活用を前提とした効率的な**施工管理、検査、納品**
- ・ 性能を満たした**技術を認証**できる仕組み
- ・ 受発注者が過去の成果やデータをクラウド上で確認できる仕組みを構築

オンラインで対応可能なものは遠隔検査
(データはクラウド上のモデルに紐づけて保存)

データ活用による検査
※従来の出来形管理要領と同等の品質を確保できる技術を導入



規定の間隔毎に計測し、各箇所について出来形確認



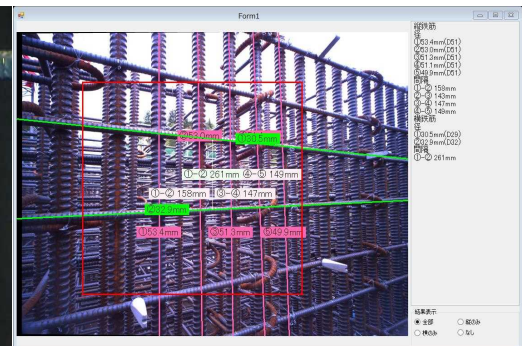
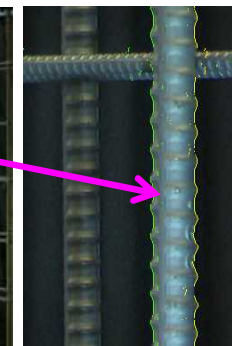
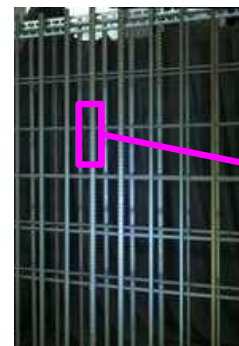
ドローン等により取得した3次元データにより面的に出来形確認
ICT土工の例



撮影状況



システムイメージ(ステレオカメラ)



画像中の特徴から鉄筋位置を検出

計測結果はリアルタイムでシステムの画面上に表示

将来像(10年後)の実現に必要なシステム

すぐに整備 ⇔ 10年後までに整備

	発注者	建設産業	IT業界等
共通	<ul style="list-style-type: none"> オンライン電子納品 事業者・技術者情報のネットワーク化 インフラデータプラットフォーム フロントローディングのための入札契約方式(ECIなど) 3次元データの後工程での利活用やプロセス間連携を考慮した設計、積算、契約、検査、納品、データ保管の基準・要領 普及のためのシステムやデータの標準化 	<ul style="list-style-type: none"> 3次元データ契約に対応した電子納品 3次元データ対応のプラットフォーム 3次元に対応したデータ処理環境(ハードウェア・ソフトウェア、クラウド)整備 デジタル技術等を建設現場に応用する技術開発 3次元データや技術に対応する人材育成制度 	<ul style="list-style-type: none"> 高度・効率化したデータ処理システム開発 3次元データ化、リモートセンシング、管理等に活用できるAI等の技術開発
調査・計画	<ul style="list-style-type: none"> 後工程へリスク情報を伝達する仕組み 		<ul style="list-style-type: none"> 調査の高度化・効率化に資する技術開発
設計	<ul style="list-style-type: none"> 設計照査のシステムを認証する仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> 設計照査を高度化・効率化するシステム開発 	<ul style="list-style-type: none"> 自動設計等の3次元モデルの高度化・効率化
施工	<ul style="list-style-type: none"> 2次元契約を前提とし、受発注者双方の生産性向上に資するBIM/CIM活用の要領 設計照査や検査のシステムを認証する仕組み 遠隔臨場、リモートでの監督 新技術活用(認証)の仕組み、制度 	<ul style="list-style-type: none"> 3次元契約を前提とした契約、検査、納品、データ保管の基準・要領 遠隔臨場等に対応するシステム整備 	<ul style="list-style-type: none"> 施工に活用できる技術開発
管理	<ul style="list-style-type: none"> 既存インフラの3次元データ化技術 リモートセンシング、探査、画像解析、AI等の技術による管理手法 新技術活用(認証)の仕組み、制度 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術等を建設現場に応用する技術開発 	<ul style="list-style-type: none"> 管理に活用できる技術開発

とりまく環境・技術の変化

- ・ 電子化・データベース化・ネットワーク化
- ・ テレワーク、リモートワーク
- ・ 3次元データ・モデル
- ・ AI、ロボット
- ・ 5G、IoT

仕事の変化

- ・ 各プロセスの業務・技術の高度化・効率化
- ・ パターン化した膨大な作業を正確に自動化
- ・ 無人化、省人化
- ・ ペーパーレス化
- ・ データの生成・加工・伝達・活用、廃棄の一連をマネジメント
- ・ 手続きの迅速化
- ・ 安全、快適な職場
- ・ いつでも、どこでも仕事ができる

生み出す価値

高い生産性で
効率的に品質を確保

生み出される時間で
より創造的な仕事を

働きがい、
魅力的な現場

担い手を
長期的に確保

課題に対する4つのアプローチ

効率的で質の高い事業の実現

＜現在＞

- ・プロセスごとに最適化され、プロセス間の成果・データ引継に課題
- ・成果物の多くが紙資料、過去の成果が散在しアクセス性が悪い



＜10年後には、例えば、＞

- ・成果はデータで共通のプラットフォームに体系的に保管。
必要とする情報にだれでも、どこからでもアクセス可能に

開かれたインフラ産業

＜現在＞

- ・各々のプレイヤーが役割分担の下で業務・工事を実施



＜10年後には、例えば、＞

- ・建設産業は、従来の測量会社・設計コンサル・ゼネコン等に加え、関連産業から提供されるデータや新技術を取り込んで成り立つ広がりを持った産業へ

創造的な成果を活かしやすい発注方法

＜現在＞

- ・2次元の図面を中心とした契約
- ・従来の建設産業を想定した入札契約のルール
- ・有用な新技術を活用する場合の隘路(従来技術との比較検討が必要、発注担当職員の負担)



＜10年後には、例えば、＞

- ・3次元モデル(BIM/CIM)を前提とした設計・積算、契約
- ・関連産業を取り込める入札契約方式
- ・施工を効率化する設計(プレキャスト等)の採用
- ・LCC(維持管理)を考慮した設計を選定
- ・ECIなど施工者が他のプロセスにも関わる方式による発注等を通じて、事業全体の最適化を踏まえた技術導入

安全で働きがいのある労働環境

＜現在＞

- ・納品成果の電子データ化は進展するも活用に課題
- ・立会を基本とする施工管理



＜10年後には、例えば、＞

- ・データ活用を前提とした効率的な施工管理、検査、納品
- ・性能を満たした技術を認証できる仕組み
- ・受発注者が過去の成果やデータをクラウド上で確認できる仕組みを構築

<議論の論点>

- 建設生産・管理システムの将来あるべき姿は如何なるものか。
- その実現のため、発注者や各関係者が備えるべきシステムや仕組みは何か。
- 以下の4つの観点・アプローチで、将来の方向性とそれを実現する上での課題についてご意見を頂きたい。
 - ① 効率的で質の高い事業の実現
 - ② 多様な事業者が生き活きと参画できる開かれたインフラ産業
 - ③ 創造的な成果を活かしやすい発注方法
 - ④ 安全で働きがいのある労働環境

ご意見を踏まえた検討



今後の建設生産・管理システムのあり方を整理

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
(令和2年度第1回)
議事要旨

日時：令和2年12月24日(木) 10:00~12:00 (WEB開催)

<委員からの主な発言>

【効率的で質の高い事業の実現】

- ・データ活用という面では、大雪など災害も増えているので、迅速に対応できるよう、維持管理の面で災害関連のデータも活用できるといいのではないかと。
- ・マネジメント力の確保策も課題。発注者に能力が無ければ支援を受ける仕組みは品確法にも位置付けられているが、導入は進んでいない。
- ・計画と現場のズレを無くすことが大事、そのためには①計画の前提となる設計条件を精緻化すること、これは発注者の役割。例えば地質調査をどの程度行うかで計画と現場と一致度が良くなり無駄の排除にもつながる。②計画の内容の整合性は、設計情報の密度の問題でもある。BIM/CIM モデルの法的責任を誰がどこまで負うかの整理が必要。
- ・リスク情報の後工程への伝達に関して、全ての段階で残余リスクは異なることを認識すべき。そのため全ての段階を通した一貫通貫のリスクマネジメントを行うべき。中でも地質・地盤リスクは大きな割合を占めており、国交省が出している地質・地盤リスクマネジメントのガイドラインを活かしてほしい。
- ・例えば維持管理部会で長期性能保証の課題を議論しているが、維持管理に向かう好循環を実現するための具体策をお願いしたい。
- ・リスクマネジメントを意識されていると思うが、ECI や設計施工一括発注 (DB) は当然として、IPD (Integrated Project Delivery) ※の適用も考えるべき。

※建築家、エンジニア、請負業者、発注者等の利害関係者が計画の初期の段階から協力し、最適な構造物を作成するといった共通目的のもと、最も有効な決定を共同で下すことを可能にする協業形態。民間建築工事における適用が多い。

- ・将来像の図で公共測量の扱いが明確でないが、各フェーズでしっかりと技術を持った者が測量に関わることが重要。

【多様な事業者が生き活きと参画できる開かれたインフラ産業】

- ・ゼネコン（民間）で出来ることには限りがあり、5Gを含む通信インフラの整備は通信事業者の協力を得てしっかり進むよう、他の産業も巻き込んで対応すべき。
- ・AIの活用には大量のデータが必要になるが、民間事業者に協力してもらえるかどうかで現場のデータにアクセスできない場合もある。過去の映像や画像を一定の基準で貸し出すような仕組みが必要ではないかと。施工現場で人や建設機械の動きをデータとして取っておくことは、技術の伝承という観点から必要。
- ・暗黙知の記述は難しいので、第三者が解析できるよう、動画や画像で記録することが必要。また、暗黙知を持っている人の処遇改善も重要。
- ・産業界との関係で、建設業界のノウハウを他産業に吸い上げられてしまうように受け取られると良くない。ノウハウを知的財産として保護することも必要。ノウハウがIT業界の方に行ってしまうのではなく、DXをうまく使いこなす必要がある。
- ・デジタル化のメリットが建設事業者にも届くことが大事。民間がプラットフォームを作るのは、今は民一民の関係としていて良いかもしれないが、「囲い込み」になってデジタル化が浸透した時点で建設事業者にメリットが届かなくなると問題。5月に特定デジタルプラットフォームを対象とした透明化法ができたが、デジタル化の出口戦略を今から考えておくべき。
- ・プレーヤーが発注者と業界という図式になっているが、大学も入るのでは。産業界とリンクする取組を国から大学に働きかけることもしてほしい。

【創造的な成果を活かしやすい発注方法】

- ・ ICT 施工の取組を進めるために指標化・見える化をすべきではないか。
- ・ BIM/CIM を普及させるには、理解を進めるうえでも体験してもらうためのパイロット工事を公募するといった取組が必要ではないか。
- ・ 新技術に自腹を切って取り組むときに監督職員には前例にとらわれず判断してもらいたい。
- ・ AI の活用を考えると、現場でものを見て作る人たちの知識・判断がしっかり DX に移転しないとけない。受注者も熟練者が減っているなか、コンテンツとなるデータの品質が重要。
- ・ 遠隔現場で来形管理の人員を3人から1人に減らせたということだが、動画で取っていたら、そもそも1人が検査に張り付く必要があるのか、といったことまで考えるべき。
- ・ プレキャストは効率化につながるが高いから導入が進まない。経済性以外の評価軸の導入が必要。
- ・ 現場のデータの蓄積状況として、動画データはほとんど残っていない。一方、施工を管理する「目」も低下している。例えばトンネル切刃の状況判断など、現場の技術者の「目」が大事。未経験の人にそれをどう感じ取ってもらうか、ノウハウの伝承に課題があるが、デジタルデータは有効で、リアルに動いている現場を動画で残す取組を進めている。360度カメラで常時動画に残すなど、さらに進めると良いだろう。
- ・ 受発注者の役割についても、今まで通りを前提としない方が良く、包括発注、性能発注などで受発注者間の裁量の度合いが変わってくることもある。
- ・ 10年後を見据えるなら予定価格制度の見直しを検討すべき。過去の中建審の建議で予定価格制度の見直しとの文言が入ったがその後見直しが進んでおらず、不調・不落だけでなく、技術開発のインセンティブもわからないなど、調達制度の根本的な問題になっている。受発注者の実行予算のベースがリンクしないと DX を進めるうえで適切なコストマネジメントもできない。

【安全で働きがいのある労働環境】

- ・ 検査のリモート化、ワンデーレスポンスなど、生産性向上に繋がるが指標に表れてこないものもあるので、様々な取組が評価される仕組を検討してはどうか。
- ・ リモート化によって移動時間や事故も減らせるので広めるべきだが、新しいものを導入するには発注者側の理解も重要で課題ではないか。そのための基準作りも大事。
- ・ 担い手確保や働き方改革の観点で、施工に関する情報の変更が正しく迅速に末端のサプライヤーまで伝わるのが大事。人の介入を最小化する技術が必要。
- ・ 業務の集中の弊害を是正してほしい。数年の受注確保の見通しを示すことや、工事で試行されているフレームワーク方式の適用など、平準化につながる取組をお願いしたい。

【全般、その他】

- ・ 海外実績を国内で評価するのと同様、国内の設計や施工の実績が海外でも通用するよう、諸外国と連携した仕組を構築すべき。
- ・ 人、技能者がどう育っていくのかが見えにくいと感じた。建設キャリアアップシステム (CCUS) は人を育てるシステムなので連携してほしい。
- ・ 発注者側に情報・知識がないこともある。どう埋めるかは人材育成の課題。
- ・ 今後の取組の検討と同時並行で、今の仕組みに無駄が無いかの検証が必要。また、真面目に働いている人が損をしない仕組みにしてほしい。
- ・ デジタル化を先導するのは良いが、自治体の規模によってスピードも相当に違うと思われ、ロードマップをしっかりとって一体的に進めてほしい。
- ・ システムを作り替える要請が強まっている。今の制度は多くの要素が複雑に絡んでおり、1つの視点では良い仕組みに変えられず、制度全般をどうつくりかえていくかの議論が必要。その際、データマネジメント：データのガバナンス、アーキテクチャなど、データまわりの仕組をどうするかの観点をしっかり持ってほしい。

以上

直轄工事等の 円滑な施工確保に向けた取組

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

○令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な実施が必要

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

1. 基本的な考え方

○本対策は、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策(26対策)
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策(12対策)
- ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進(15対策)

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に53の対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策



気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、事前防災対策を推進



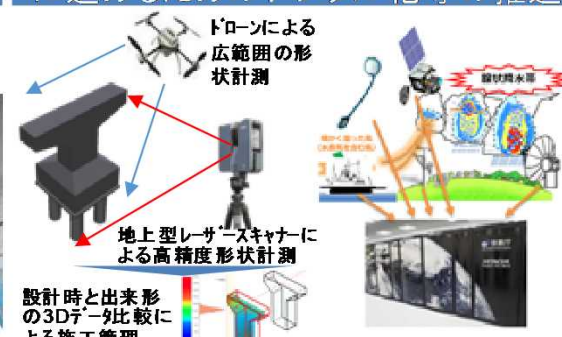
大規模地震時の緊急物資輸送機能等の確保のため、社会資本の耐震対策等を推進

予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策



緊急または早期に措置すべき社会資本に対する集中的な修繕等の対策を推進

国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進



国土強靱化事業を円滑化するICTの活用を推進
観測体制強化やスパコン等活用により気象予測を高度化

3. 本対策の期間

事業規模を定め集中的に対策を実施する期間: 令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度)の5年間

○令和2年度は、年度当初の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出や、政府として最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を求めてきたことなどから、例年に比べて、入札契約事務作業が遅れる可能性もあったため、入札契約手続き全般の柔軟な対応等による受発注者双方の負担軽減と併せて「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底してきた。

円滑な施工確保のための主な具体策

＜入札契約＞	入札契約手続き全般の柔軟な対応 ・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長 ・ヒアリングの原則省略 ・技術提案のテーマ数や提案数は必要最小限 ・総合評価委員会等のテレビ会議等活用した効率化 等
	発注ロットの拡大 ・難易度が比較的低い工事は上位等級工事への参入、比較的高い工事は下位等級工事への参入を可能
	直轄事務所発注工事における指名競争入札の活用 ・競争参加者が少数と見込まれる比較的难度が低い工事について、入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式（指名競争・総合評価落札方式、フレームワーク方式）等
	概算数量発注の活用 ・適切な概算数量の設定や条件明示の徹底により、適切に設計変更
＜設計積算＞	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用の適切な設計変更 ・労働者宿舎における 密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
＜施工段階＞	検査、打合せ等の実施に当たっては、可能な限り電話、インターネット等を活用
	工事書類や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の積極的活用
＜成績評定＞	感染拡大防止を図るために柔軟な対応を行った場合でも成績評定で適切に評価 ・感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整する 等

円滑な施工確保のための対策 ～不調・不落対策等～

○令和3年においても、再び発出された緊急事態宣言下においても、着実に事業を推進するため、入札契約段階、設計積算、施工の各段階において、円滑な発注及び施工体制確保の各種対策を引き続き実施。

■円滑な施工確保のための主な対策(整理中)

項目	内容
提出書類等の簡素化	企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事であって、予定価格が3億円未満の工事については、施工能力評価型Ⅱ型の入札手続を参考に、提出資料を簡素化等する。
発注ロットの拡大	地域の実情等を踏まえつつ、発注ロットを積極的に拡大する（分任官特例の適用や対象地域の拡大、上位等級工事への参入拡大等を含む）。
指名競争入札の活用	地域の実情や工事の特性を踏まえ、競争参加者が少数と見込まれる比較的難易度が低い工事について、入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式（ <u>指名競争・総合評価落札方式</u> 、 <u>フレームワーク方式</u> ）を選択。
概算数量発注の活用	適切な概算数量の設定や条件明示の徹底により、適切な活用に努めるとともに、当該工事に係る詳細設計が確定した段階で適切に設計変更を行う。
適切な予定価格の設定（見積の積極的な活用）	調達環境の厳しい工種や建設資材等について、当初発注から積極的に見積りを活用して積算するなど、適正な予定価格を設定する。
適切な工期設定	余裕期間制度を原則活用。なお、当分の間、余裕期間は、契約ごとに原則6ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように、配慮。

円滑な施工確保のための対策 ～対面から非接触・リモート型へ～

- 特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、各種手続や施工段階において「対面」から「非接触・リモート型」で事業継続する取組等を継続。

■非接触・リモートによる事業推進を図る各種対策(整理中)

項目	内容
ヒアリングの取扱	原則ヒアリングは実施しない。ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。
評価テーマ数等の柔軟な取扱	<p>工事の総合評価落札方式における技術提案に係る評価について、感染の状況や工事の内容等によっては、必要に応じて指定テーマ数及びテーマごとの提案数を最小限とする。</p> <p>業務のプロポーザル方式、総合評価方式における実施方針等や評価テーマに対する技術提案に係る評価について、感染の状況や業務の内容等によっては、必要に応じて項目の省略や評価テーマ数を最小限とする。</p>
図面等の閲覧	技術提案書等の作成にあたり図面等の閲覧を認める場合には、官署への出張が不要となるよう、インターネット等を活用する。
遠隔臨場	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため「建設現場の遠隔臨場に関する試行について」に基づき、遠隔臨場を積極的に行う。

災害対応における入札・契約のあり方 について

○以下の観点で、『災害復旧における適切な入札契約の適用ガイドライン』改正を予定。

- ・業務・工事双方の入札契約方式の適用条件を明確化
- ・技術提案・交渉方式、事業促進PPPの最新知見を反映
- ・地方公共団体の参考となるよう、入札契約方式の適用、体制確保等について、直轄事業との相違点や留意事項を充実

災害復旧における入札契約方式の適用状況と課題

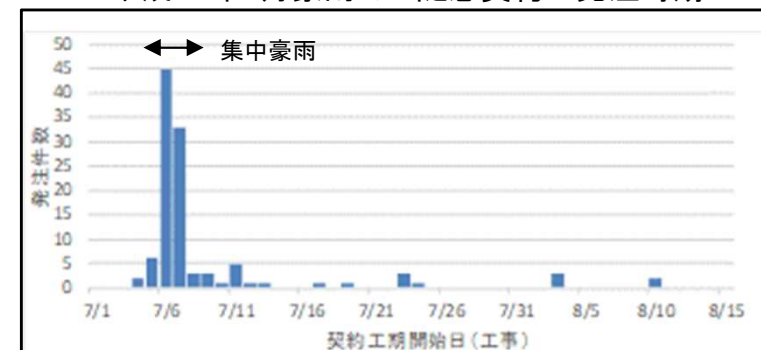
- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめた「工事発注用」のガイドラインを作成（平成29年7月）。
（地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容周知）
- 平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件（H30.11末時点）の工事で随意契約を活用。
→ 測量・調査・設計等業務発注への対応

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合

平成30年7月豪雨での随意契約の発注時期

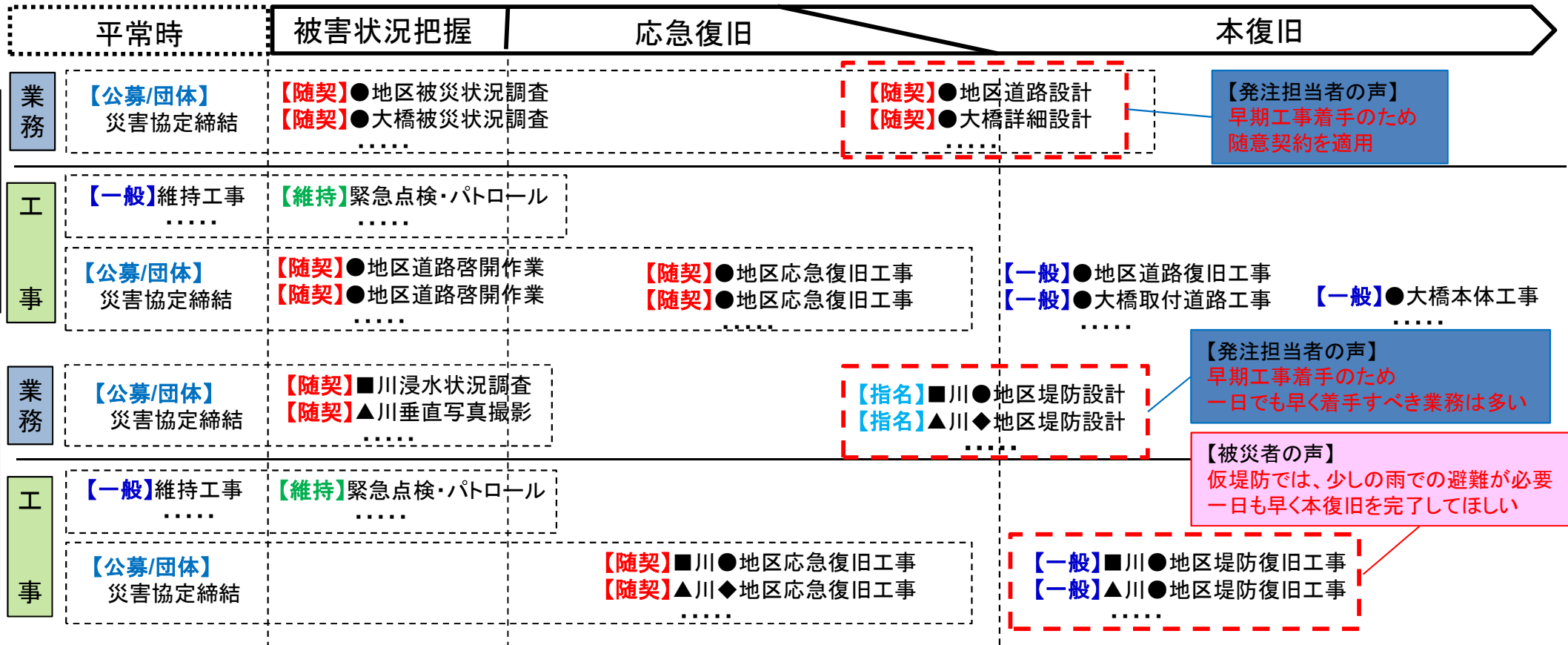


近年の主要災害における入札契約方式の適用状況と課題

- 事業上流段階から実施される業務は、工事早期着手のため、適切な入札契約方式の適用が重要
- 業務・工事を問わず、本復旧以降の入札契約方式の適用条件の明確化が課題

近年の主要災害における入札契約方式の適用状況の例(直轄)

▼発災



ガイドライン(現行)との関係

随意契約

指名競争

一般競争

道路啓開、がれき撤去、堤防等河川堤防施設等の応急復旧工事
孤立集落解消のための橋梁復旧など緊急性が極めて高い本復旧工事

出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事等

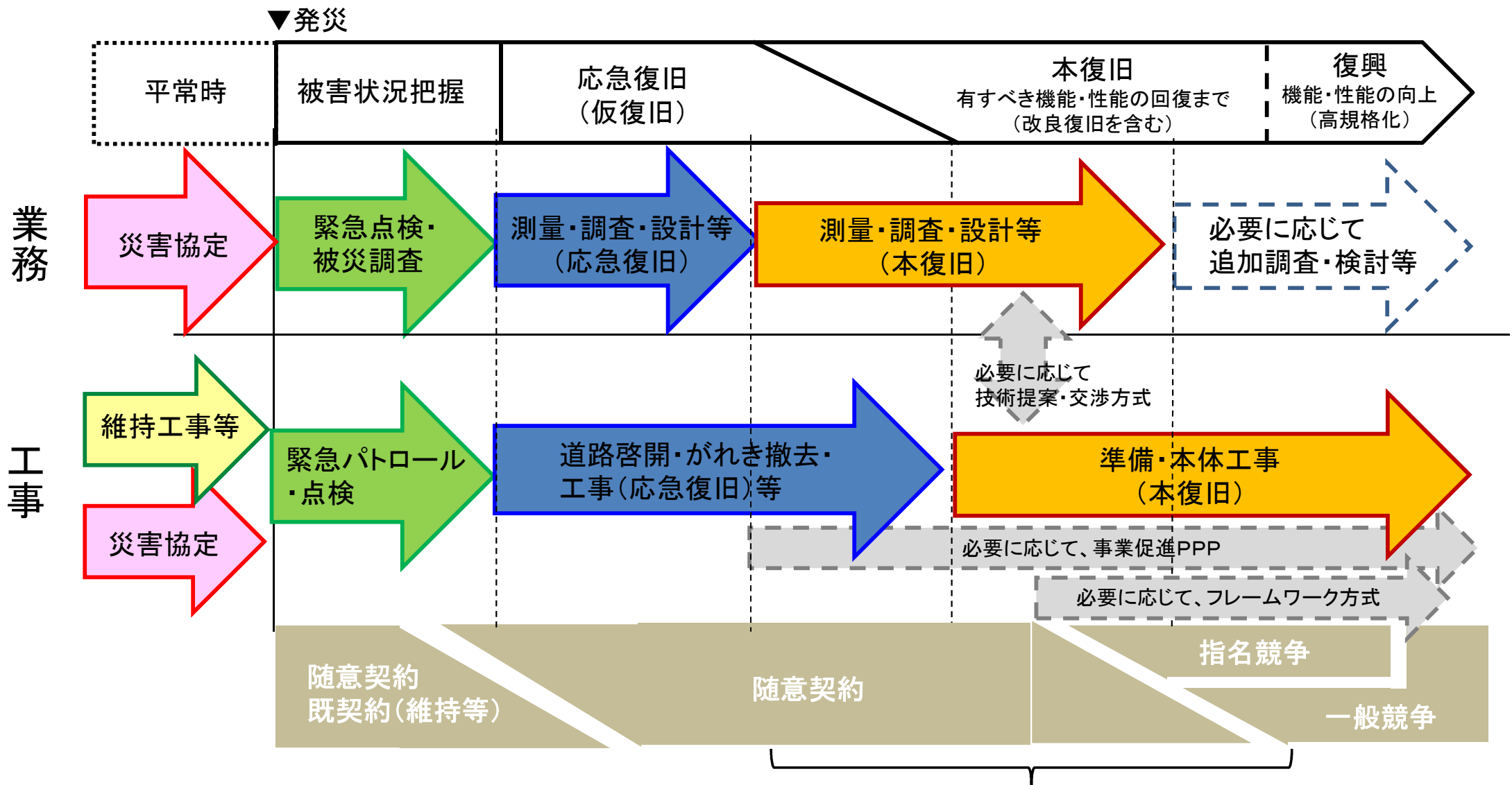
ガイドライン改正の主要項目(案)

「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」目次 新旧比較(案)

1. 入札契約方式選定の基本的考え方	1. 入札契約方式選定の基本的考え方	改正点① 業務の追加
1.1 発注者の果たすべき役割	1.1 発注者の果たすべき役割	
1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方	1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方	
1.2.1 随意契約	1.2.1 随意契約	改正点② 適用条件の明確化
1.2.2 指名競争入札	1.2.2 指名競争入札	
1.2.3 通常の方式	1.2.3 一般競争入札	
1.3 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	改正点③ 最新知見の充実
1.3.1 確実な施工確保、不調・不落対策	2.1 確実な施工確保、不調・不落対策	
1.3.2 発注関係事務の効率化	2.2 発注関係事務の効率化	
1.3.3 復興・復旧工事の担い手の確保	2.3 復興・復旧工事の担い手の確保	
1.3.4 円滑な事業執行	2.4 円滑な事業執行	
1.3.5 早期の復旧・復興に向けた取組	2.5 早期の復旧・復興に向けた取組	
2. 地方公共団体との連携等	3. 地方公共団体の災害復旧における適用	改正点④ 地方公共団体に参考となる知見の充実
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例	【別冊化】大規模災害における入札契約方式の適用事例	
3-1 東日本大震災 [H23.3.11]		
3-2 紀伊半島大水害 [H23.9.4]		
3-3 広島豪雨土砂災害 [H26.8.19]		
3-4 関東・東北豪雨鬼怒川水害 [H27.9.9]		
3-5 熊本地震 [H28.4.16]		
4. 参考資料(入札契約方式の関係図書)	【別冊化】参考資料入札契約方式の関係図書	事例編は別冊化し、最新情報を速やかに反映

災害復旧における入札契約方式の適用の考え方

- 業務・工事を問わず、有すべき機能・性能の回復まで、随意契約の適用を基本とする考え方を整理
- 円滑な復旧のため、技術提案・交渉方式、事業促進PPP、フレームワーク方式を導入



・有すべき機能・性能を回復できていない場合、業務・工事に随意契約を適用可
 ・効率的、確実な施工のため、提案を求めることが有効な場合、指名、一般競争を適用

【参考】運用指針への位置づけ(工事の例)

○ 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)(令和2年1月改正)に、随意契約、指名競争入札等の適用について、具体的な対象等を位置づけ。

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)(令和2年1月改正)【抄】

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

1-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

(随意契約)

発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約(会計法第29条の3第4項又は地方自治法施行令第167条の2)を活用するよう努める。

契約の相手方の選定にあたっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

(指名競争入札)

災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がないものにあつては、指名競争入札(会計法第29条の3第3項又は地方自治法施行令第167条)を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

また、必要に応じて品質確保のため施工能力を評価する総合評価落札方式を適用する。

(一般競争入札)

入札参加資格要件の設定にあたっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び成績や地域要件などを適切に設定するとともに、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、災害応急対策等の実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。また、競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、必要に応じて、段階的選抜方式の活用にも努める。

【改正点①②】随意契約を適用する業務・工事の例

- 随意契約を適用する業務・工事の具体例を充実

《改正前》

随意契約を適用する工事例

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設の復旧
本復旧	孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧



《改正後》

随意契約を適用する工事例

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路(仮橋含む)の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等

随意契約を適用する業務例

分類	測量・調査・設計等業務
被害状況把握	緊急点検、災害状況調査、航空測量、観測機器設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路(仮橋含む)の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等に係る業務
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等に係る測量・調査・設計等業務

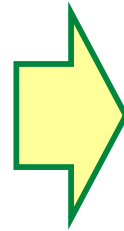
【改正点①②】指名競争入札を適用する工事・業務の例

- 指名競争入札を適用する工事・業務の具体例を充実
- 円滑な復旧のため、必要に応じて、フレームワーク方式を導入

《改正前》

指名競争入札を適用する工事例

区分	
個別発注	出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要のある工事等で、一般競争入札に付す時間的余裕がないもの



《改正後》

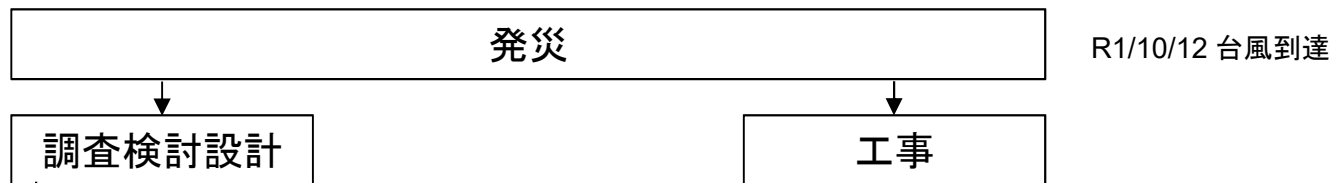
指名競争入札を適用する工事例

区分	
個別発注	労働力や資材・機材等の調達において、受給がひっ迫した環境で実施する工事、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がないもの
包括・個別発注	労働力や資材・機材等の調達において、受給のひっ迫が長期(複数年以上)にわたることが予測される場合、あらかじめ公募により選定した指名候補者と災害復旧に係る個別工事の発注方法に関する包括協定を締結した上で、指名候補者に対して災害復旧に係る個別工事を発注する フレームワーク方式 を適用することが考えられる。

指名競争入札を適用する業務例

区分	
個別発注	労働力(技術者)や資材・機材等の調達において、受給がひっ迫した環境で実施する工事、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事に係る業務など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がないもの
包括・個別発注	労働力(技術者)や資材・機材等の調達において、受給のひっ迫が長期(複数年以上)にわたることが予測される場合、あらかじめ公募により選定した指名候補者と災害復旧に係る個別工事の発注方法に関する包括協定を締結した上で、指名候補者に対して災害復旧に係る個別工事を発注する フレームワーク方式 を適用することが考えられる。

- 応急復旧や緊急性を伴う本復旧の業務・工事で随意契約を活用



応急復旧

本復旧

●本復旧方針検討(有識者会議)
R1/10/15~R2/2/19
千曲川堤防調査委員会(現地3回、委員会2回)

●被災調査・洪水痕跡調査
R1/10/21、R1/10/24【随契】
令和元年台風19号千曲川浸水被害調査業務(その1)(9件)

●測量・地質調査
R1/10/29、R1/11/18【随契】
令和元年台風第19号千曲川測量等(その1~16)業務(22件)

●堤防復旧設計
R1/10/31【随契】
令和元年台風第19号千曲川災害復旧検討(その1~10)業務(10件)

●堤防整備・強化設計
R2/8/5【公指】
令和2年度管内護岸設計等その2業務

●応急復旧工事
R1/10/13、R1/10/16【随契】
令和元年度穂保地区堤防緊急復旧その1工事(6件)

堤防決壊箇所の応急復旧(鋼矢板仮締切+仮堤防)に随意契約を活用

本復旧に係る測量・調査・設計業務に随意契約を適用

●堤防復旧工事
R2/4/1【一般】
穂保堤防災害復旧その1工事

【応急復旧】



【本復旧】

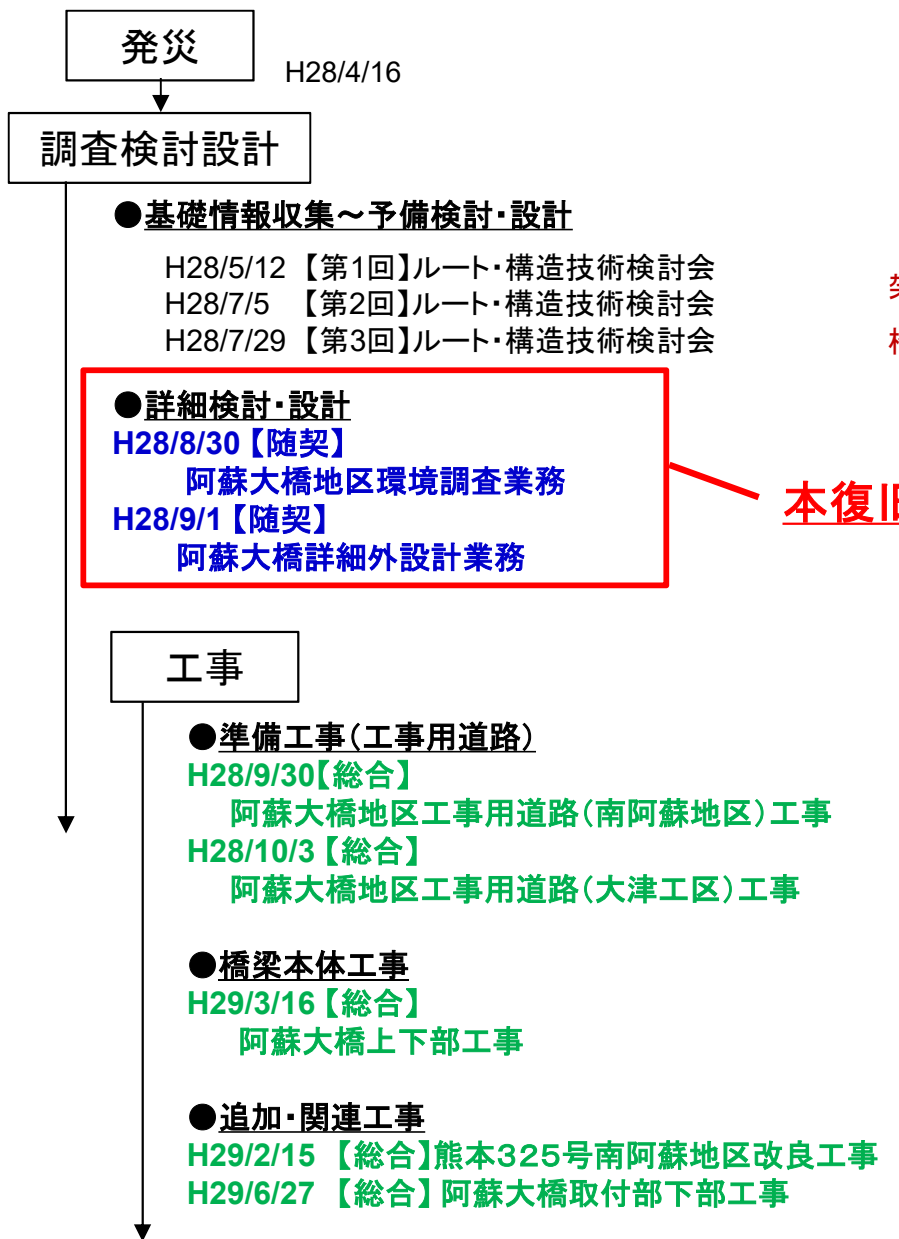


～以後、令和9年までに災害関連事業完了～

【事例2】熊本・阿蘇大橋復旧における随意契約の適用

● 本復旧に係る詳細設計業務等において、随意契約を適用

本復旧



架替位置公表
橋梁形式公表

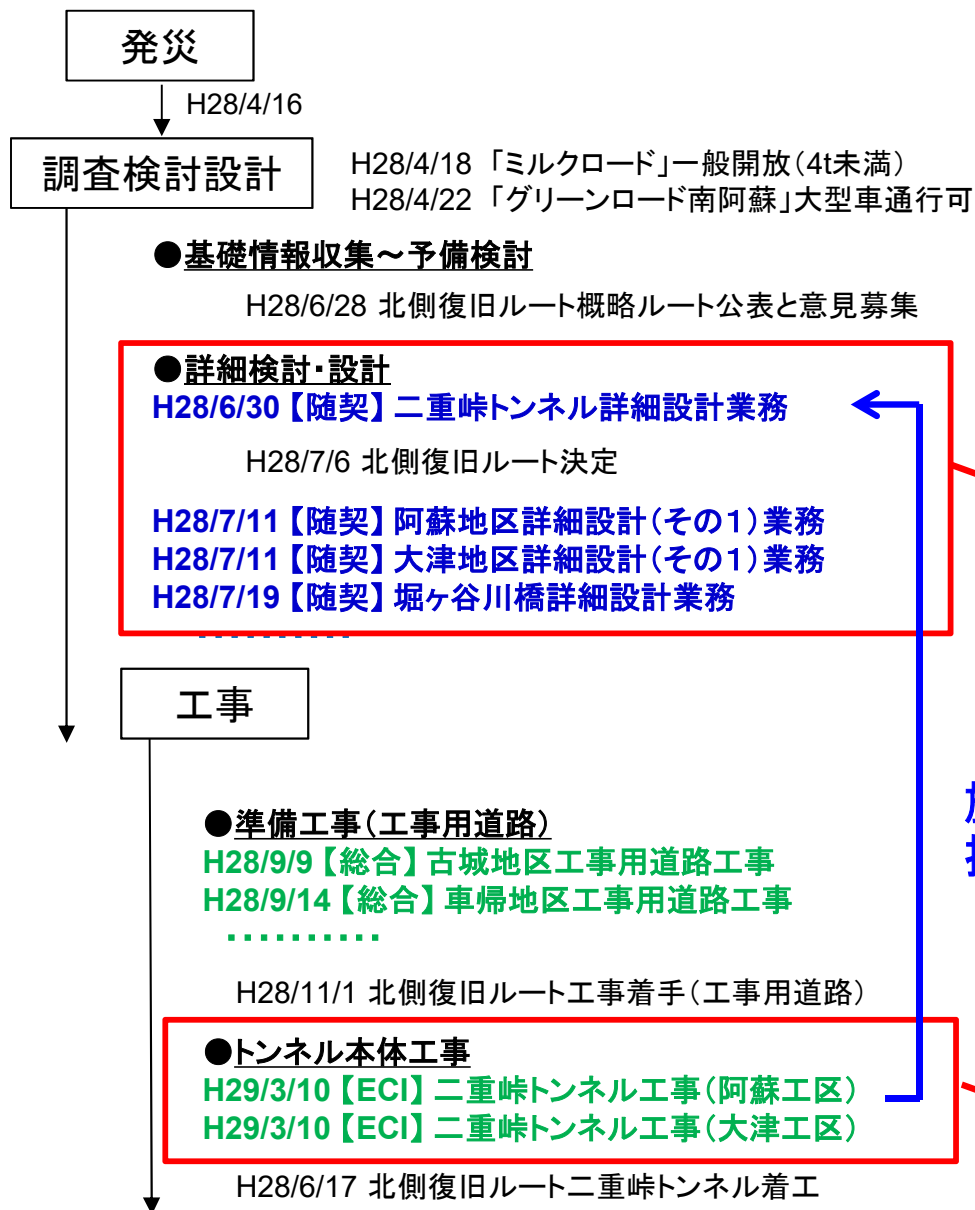
本復旧に係る調査・設計業務に随意契約を適用



H29/4/16
開通見込公表

【事例3】熊本・北側復旧ルートにおける随意契約の適用

- 本復旧に係る詳細設計業務等において、随意契約を適用
- 二重峠トンネル工事において、技術提案・交渉方式を適用



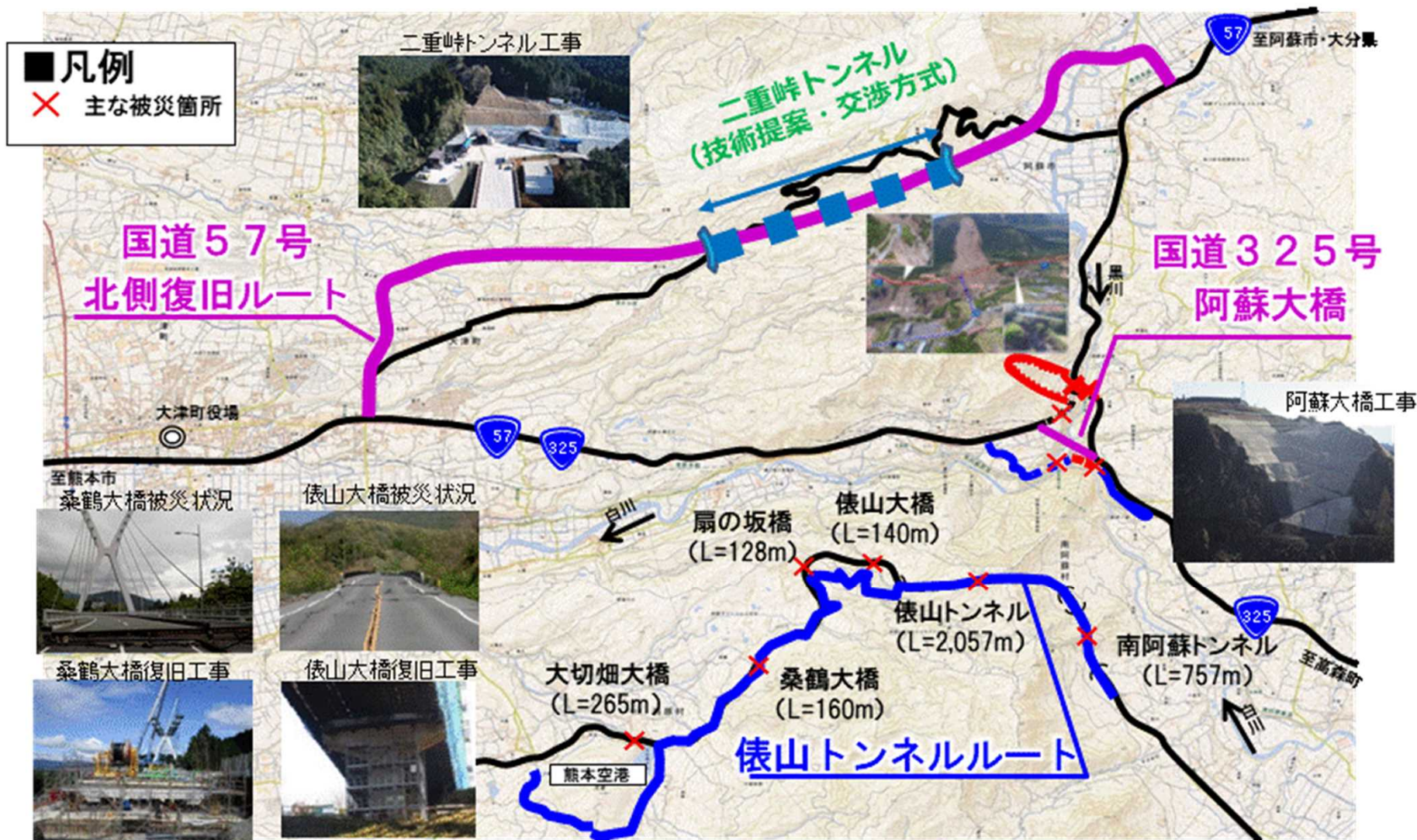
本復旧に係る詳細設計業務に随意契約を適用

施工者による
技術協力業務

本復旧工事に技術提案・交渉方式を適用

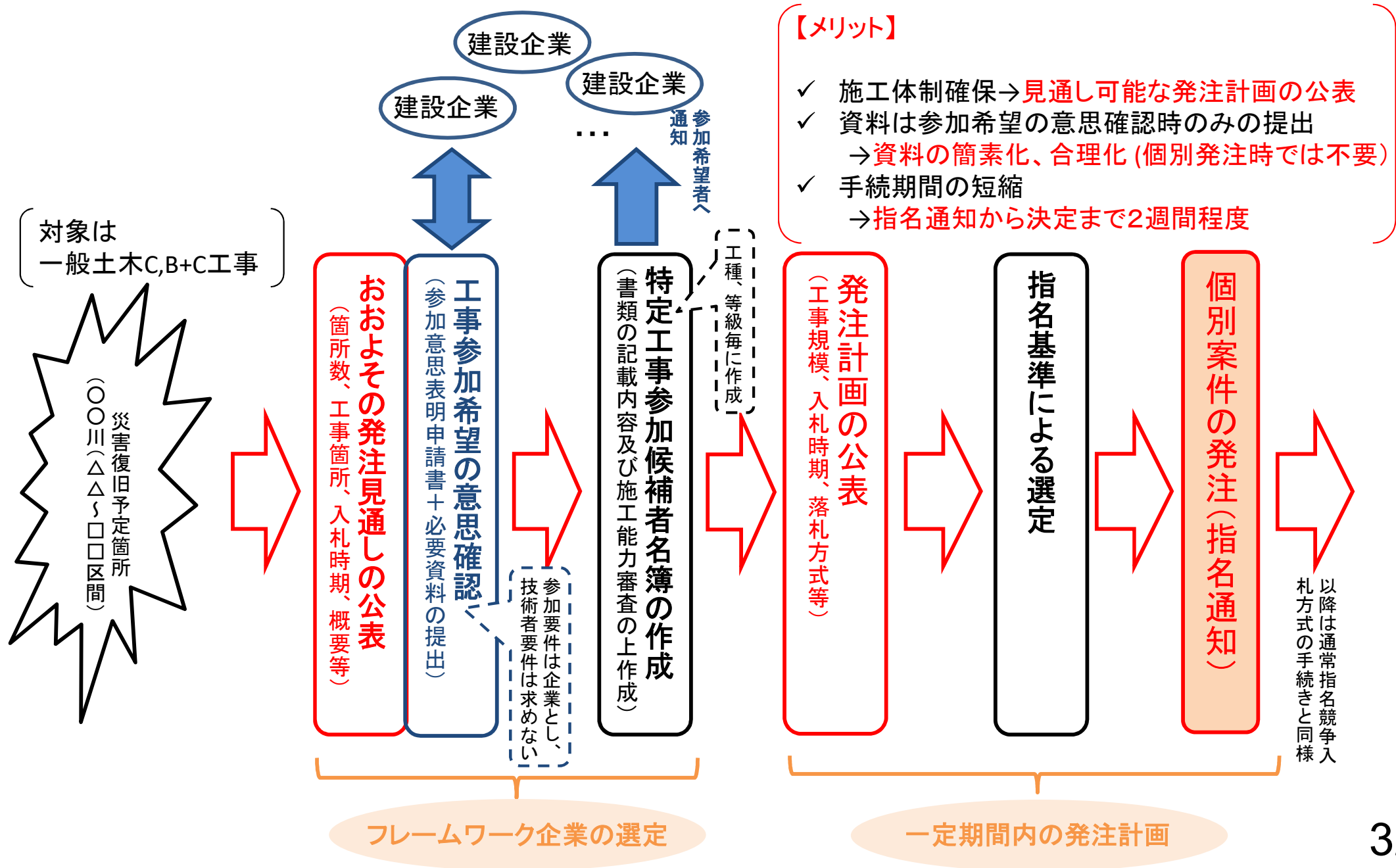
【参考】熊本災害復旧の箇所図

- 平成28年4月の熊本地震後、大規模な斜面崩壊、橋梁・トンネルの被災等が発生し、複数の幹線ルートが通行止。早期の復旧ルートの供用が必要となった。



【参考】フレームワークモデル工事の試行

○ 関東地方整備局において、災害復旧推進フレームワーク工事(フレームワーク方式)を試行中。



- 【メリット】**
- ✓ 施工体制確保→見通し可能な発注計画の公表
 - ✓ 資料は参加希望の意思確認時のみの提出
→資料の簡素化、合理化(個別発注時では不要)
 - ✓ 手続期間の短縮
→指名通知から決定まで2週間程度

- 事業促進PPPの標準的な実施手法、業務内容、仕様書の記載例等を示すガイドラインを策定（平成31年3月）
- 事業促進PPPを必要なときに速やかに導入可能

<ガイドラインの主なポイント>

1. 適用事業

- 1) 大規模災害復旧・復興事業
- 2) 平常時の大規模事業等

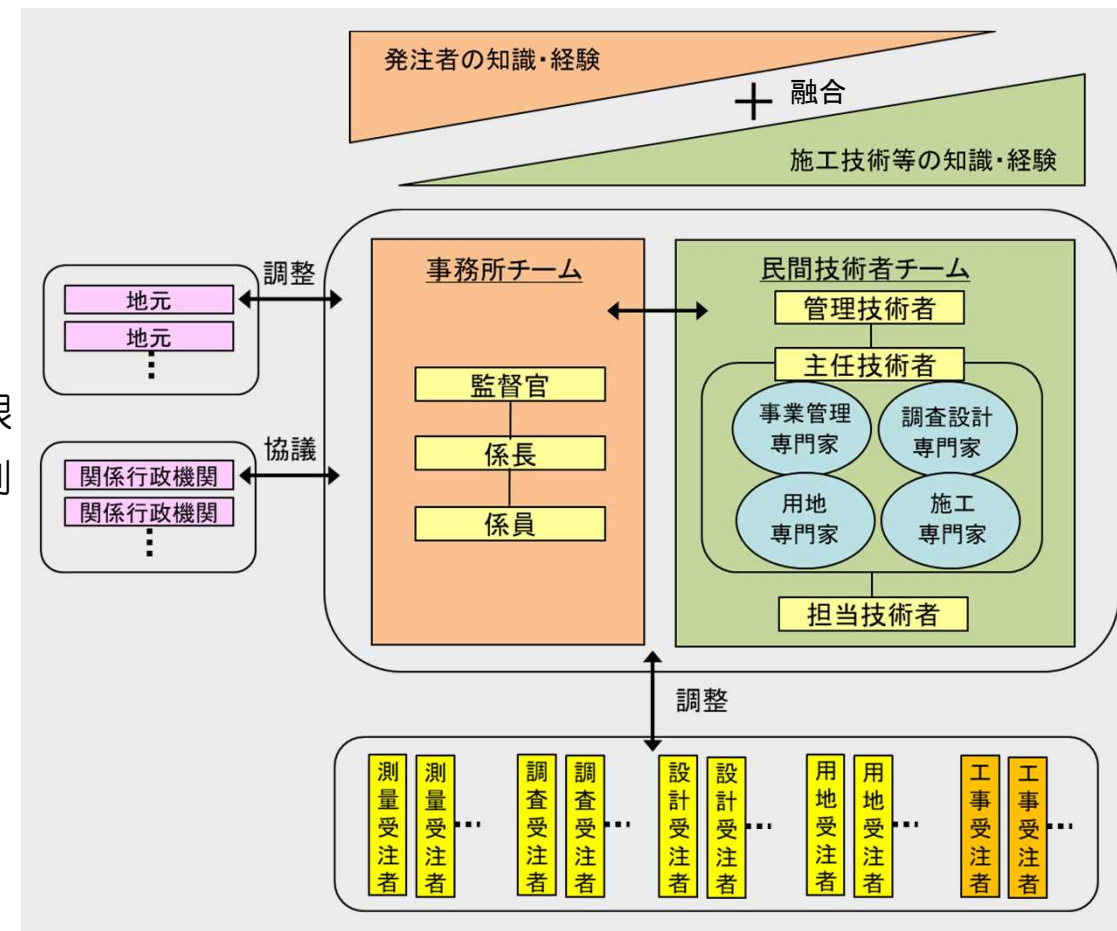
2. 特徴

- 1) 直轄職員が柱となる
- 2) 官民の知識・経験の融合により、事業を促進
- 3) 予算、契約、最終的な判断・指示は、発注者の権限
- 4) 積算、監督、技術審査等の発注者支援業務とは区別
- 5) 工事の特性に応じ、技術提案・交渉方式を活用

3. 業務内容

- 1) 全体事業計画の整理
- 2) 測量・調査・設計業務等の指導・調整
- 3) 地元及び関係行政機関等との協議
- 4) 事業管理（工程・コスト等の管理）
- 5) 施工管理

事業促進PPPの体制例



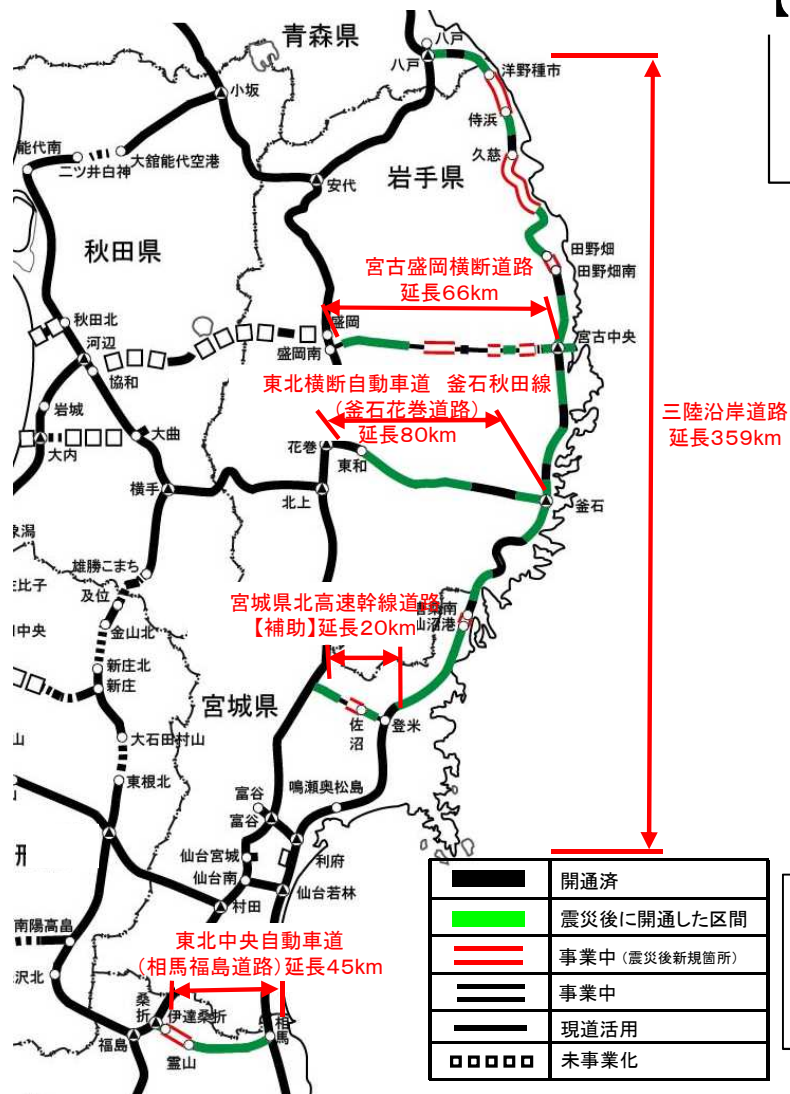
【事例】事業促進PPPの実施事例(東北復興道路等)

- 復興道路・復興支援道路は、リーディングプロジェクトとして、**震災後に約223kmが新規事業化**
- 「おおむね10年間」で既事業化区間とあわせ**約380kmの事業**の整備推進が必要
- 膨大な事業を円滑かつスピーディーに実施するため「**事業促進PPP**」を導入

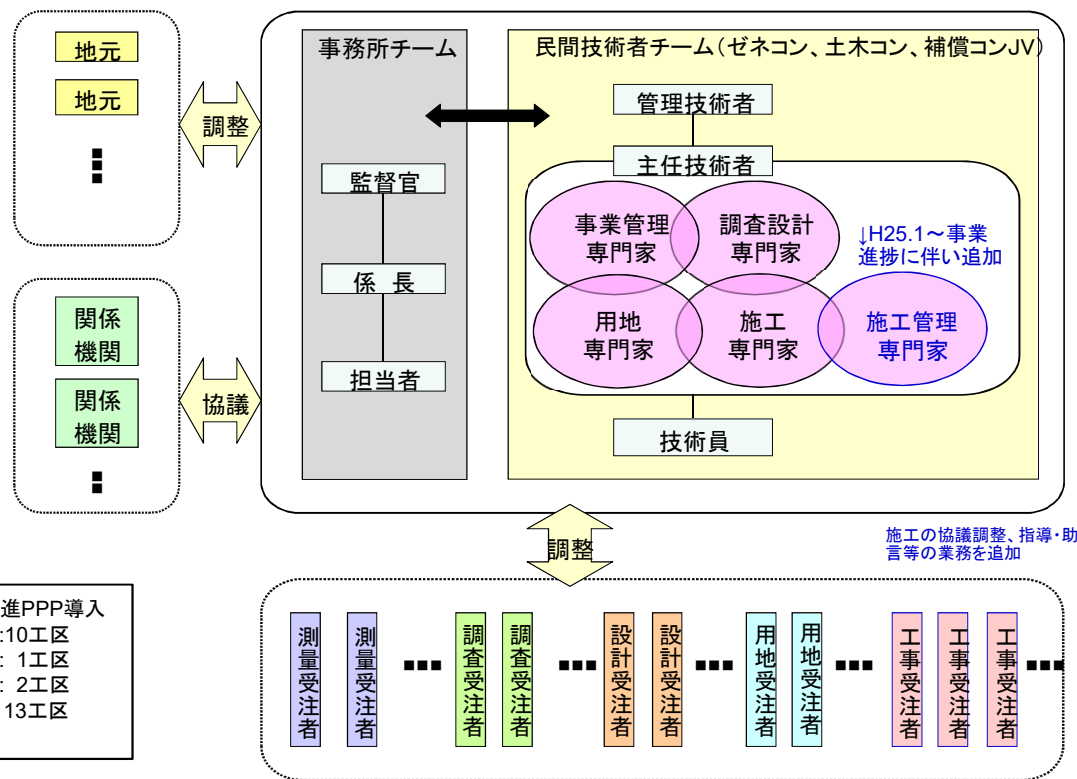
PPP: Public Private Partnership
(官民連携、公民協働の意)

【事業促進PPPによる業務の実施】

- ・従来、発注者が行ってきた協議調整等の業務を**民間の技術力を活用**。
- ・新規事業区間を10～20kmの工区に分割。**工区ごとに推進チームを配置**。
- ・**現地に常駐し専任**で事業マネジメント(調査設計～施工管理)を担当。



【事業促進PPP業務実施体制】



事業促進PPP導入
H24: 10工区
H25: 1工区
H26: 2工区
全 13工区

【改正点③】技術提案・交渉方式の最新知見の反映

- 災害復旧においても活用しやすいよう、ガイドラインを改正（令和2年1月）

技術提案・交渉方式の適用事例(災害復旧)

	二重峠トンネル	赤谷3号砂防堰堤
写真・図		
発注者(地整)	九州	近畿
契約タイプ	技術協力・施工	技術協力・施工
概要	熊本地震後の復旧事業としてのトンネル	立入規制区域内の砂防堰堤工事
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術協力業務(H28) ➢ 本坑貫通式(H31.2) 	➢ 手続き中

技術提案・交渉方式の運用ガイドライン改正状況(R2.1)

○災害復旧工事にも適用しやすいよう手続を効率化

工事特性に応じた技術協力期間の設定例

条件	工事特性				技術協力期間の設定例
	種類	緊急度	提案の自由度	適用技術の実績	
災害時	新設(代替ルート)	【緊急】早期供用が求められる	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	6~12ヶ月程度
			【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	十分ある	6ヶ月程度
			【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	6~12ヶ月程度
	既設(補修)		【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	十分ある	3~6ヶ月程度
			【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	6ヶ月程度
			【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	十分ある	3~6ヶ月程度

○技術業力業務における実施内容の充実

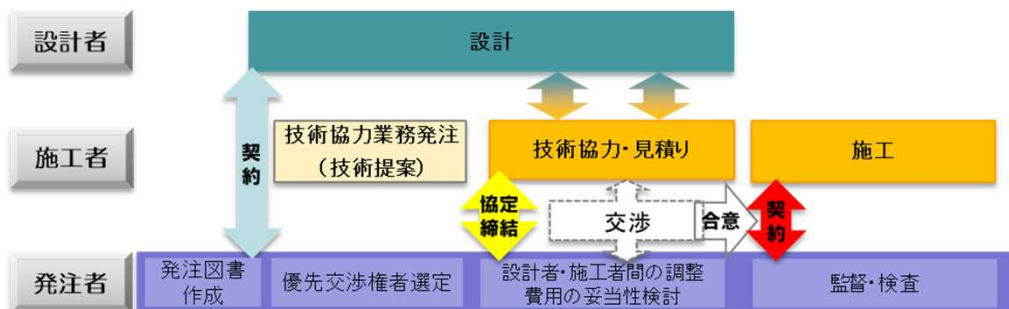
(改正前)

(現行)

- ①優先交渉権者の技術提案
- ②設計の実施
- ③工事費用の管理
- ④事業工程の管理
- ⑤三者間の協議

- ①前提条件及び不確定要素の整理
- ②優先交渉権者の技術提案の適用可否検討
- ③追加調査
- ④地元及び関係行政機関との協議
- ⑤学識経験者への意見聴取
- ⑥設計・技術協力の実施
- ⑦工事費用の管理
- ⑧事業工程の管理
- ⑨三者間の協議

技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)のフロー



○ 発注者間の連携

各発注者の協働（例えば、テックフォース、リエゾン、応援職員、権限代行等の活用）

○ 事業者団体との連携

災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体との災害協定締結

○ 入札契約方式選定の考え方

復旧段階に応じた随意契約、指名競争入札、一般競争入札の適用の考え方を参考にできる

○ 発注関係事務に関する措置

施工確保、事務効率化、担い手確保等の考え方を参考にできる

○ 事業実施体制の確保

発注者の体制の状況等を考慮しながら、事業促進PPPを準用

（一定の技術職員の確保が条件）

直轄工事における働き方改革の推進 (週休2日の取組)

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

- 労働基準法の改正(平成30年6月成立)により時間外労働規制が見直され、違反した場合、雇用主は6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処される。
- 建設業は5年間の猶予が設けられており、令和6年4月から適用となる予定。

	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・<u>特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

新・担い手3法の成立

○ 令和元年6月、新・担い手3法(品確法、建設業法、入契法)が改正され、**適正な工期設定を行うことが発注者の責務として位置づけ**。

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・ **適正な工期設定 (休日、準備期間等を考慮)**
- ・ 施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・ 適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- ・ 適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・ 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・ 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 (違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・ 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・ 社会保険の加入を許可要件化
- ・ 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・ 情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・ 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・ 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・ 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・ 災害協定の締結、発注者間の連携
- ・ 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・ 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・ 経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・ 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・ 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

直轄土木工事における適正な工期設定指針

○ 改正労働基準法、改正品確法を踏まえ、令和2年3月に、直轄土木工事において率先して「**適正な工期設定**」を行うための指針を策定。

工期設定指針の構成

(1) 工事発注段階

- ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定
} 余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数
} 不稼働日、後片付け期間
- ② 「工期設定支援システム」の活用
- ③ 工期設定の条件明示等

(2) 施工段階

- ① 工事工程クリティカルパスの共有
- ② 工期延期に伴う間接工事費の変更

(3) 工事完成後

- ① 実績工事工程の収集

<対象工事>

国土交通省直轄土木工事(港湾・空港除く)を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

余裕期間制度

- 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

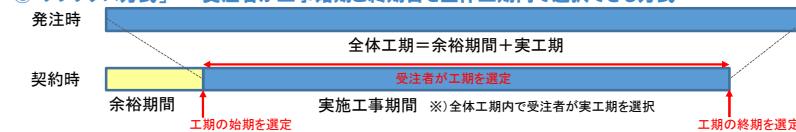
①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式

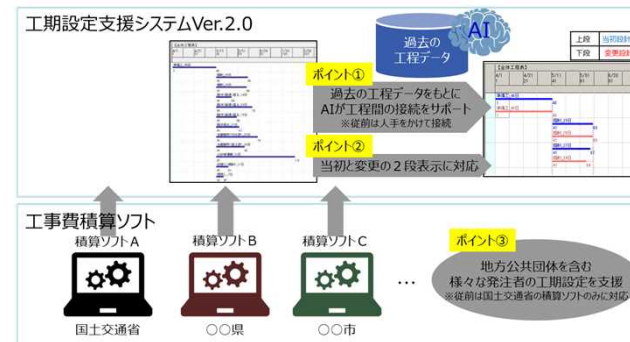


工期設定支援システムの活用

- 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック



週休2日工事の取組(現場閉所を伴う場合)

- 直轄工事では、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた**労務費**、**機械経費(賃料)**、**共通仮設費**、**現場管理費**に補正係数を導入。
- 令和2年度からは、原則として全ての工事を週休2日対象工事として公告(発注者指定及び受注者希望方式により発注)。

週休2日工事の実施状況(直轄)

年度	H28	H29	H30	R1
全工事件数	10,107	7,708	8,595	9,632
週休2日対象工事の 公告件数	824 (8%)	3,841 (50% ↗)	6,485 (75% ↗)	8,391 (87% ↗)
週休2日対象工事の 実施件数	165 (2%)	1,106 (14% ↗)	3,129 (36% ↗)	4,835 (50% ↗)

週休2日の推進に向けた取組(直轄)

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- ・平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費(賃料)について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。

※()は空港土木

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費 (賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02(1.01)	1.03(1.02)	1.04(1.03)
現場管理費率*	1.03(1.01)	1.04(1.03)	1.06(1.04)

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

週休2日工事の実施状況(都道府県・政令市)

年度	H29	H30	R1	全団体数
取組団体数	39団体	56団体 ↗	66団体 ↗	67団体

週休2日交替制モデル工事の取組(現場閉所を伴わない場合)

- 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合もあり、現場閉所を伴う週休2日の確保が困難な場合もある。
- 令和元年度より、技術者及び技能労働者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。

【対象工事】

工事内容:維持工事及び施工条件により、土日・祝日等の休日に作業が必要となる工事等

発注方式:新規発注工事は、受注者希望方式とする

【積算方法(補正係数)】

・補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正

$$\text{休日率(\%)} = \text{技術者・技能労働者の平均休日数} \div \text{工期}$$

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は、協議できる

週休2日交替制モデル工事の実施状況(直轄)

- ・令和元年度よりモデル工事に着手
- ・令和2年度(9月時点)は令和元年度より取組が拡大しているものの、十分ではない

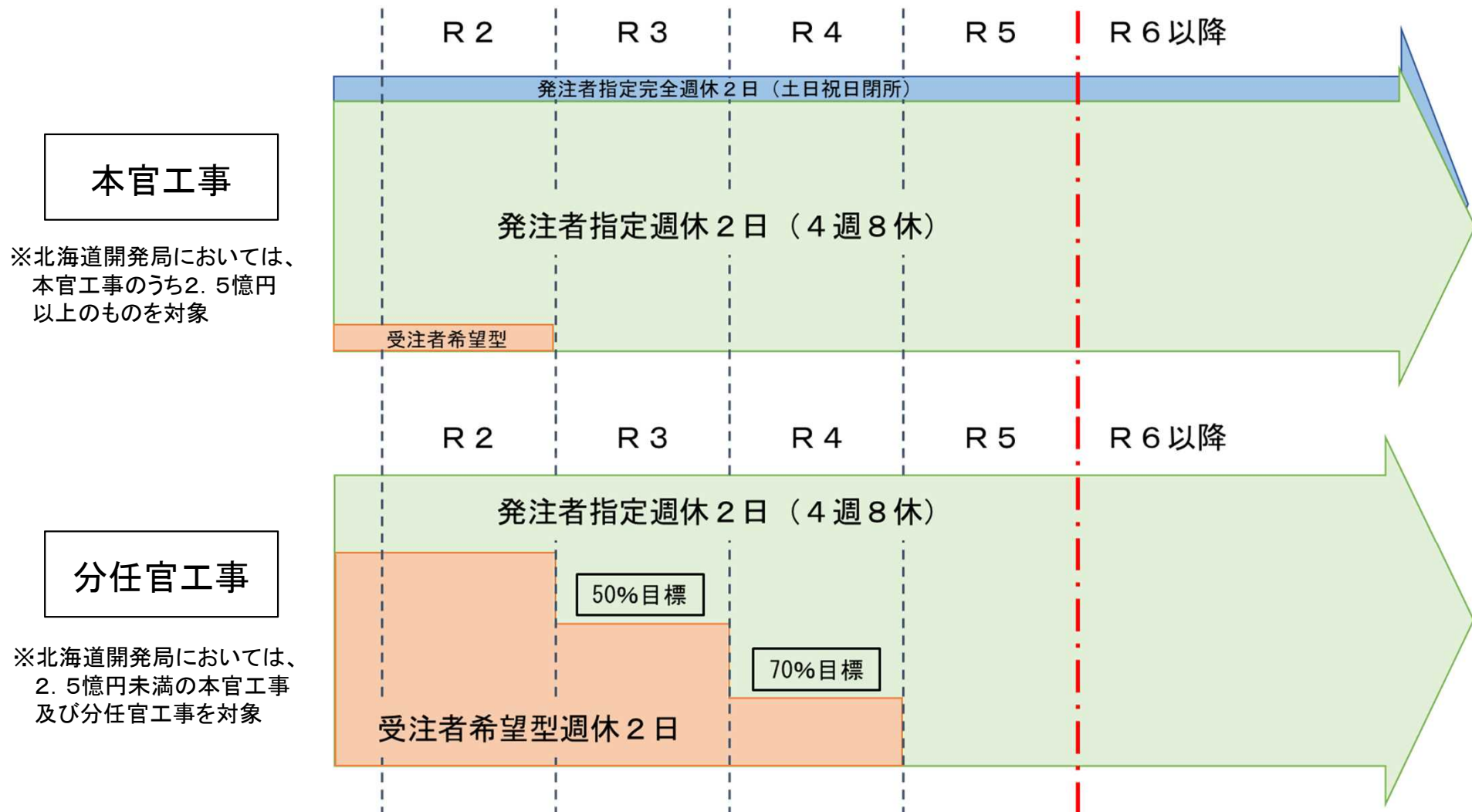
年度	R1	R2(9月末時点)
公告件数	156	342 ↗
実施件数	72	175 ↗

※R1・R2のモデル工事は維持工事で公告

直轄工事における週休2日の取組方針(案)

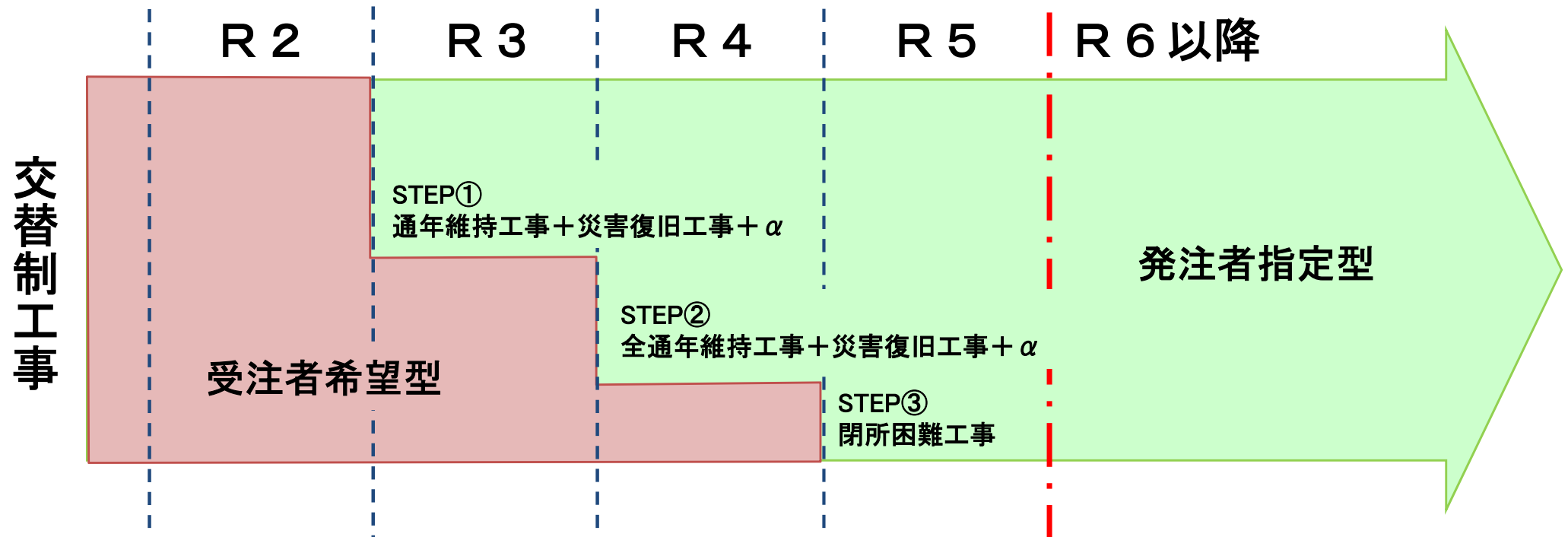
- 改正労働基準法(平成30年6月成立)による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 令和6年4月には、維持工事等も含めて、原則として週休2日の確保を目指す。

週休2日工事の取組方針(案)



直轄工事における週休2日の取組方針(案)

週休2日交替制モデル工事の取組方針(案)



◇週休2日交替制モデル対象工事(案) ※運用に向けて、今後詳細を検討

- 365日拘束される工事
 - ・通年維持工事等
- 連続して稼働しなければならない工事(閉所困難工事)
 - ・災害復旧工事
 - ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
 - ・連続施工せざるを得ない工事(シールド・ニューマチックケーソン等)

業務に関する運用指針調査の結果等 について

「令和元年度 業務に関する運用指針調査」概要

(発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査)

国は公共工事品確法※¹に基づき策定された運用指針※²に基づき、発注関係事務の実施状況を毎年度調査し、その結果をとりまとめ公表(令和元年度より実施)

※¹公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条

※²発注関係事務の運用に関する指針

調査対象機関

国(19機関)、特殊法人等(125法人)
地方公共団体(47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

調査対象時点

令和元年11月1日現在※

※一部の項目は平成30年度末時点

調査項目

- ダンピング対策(低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入等)
- 履行時期の平準化(第1四半期～第3四半期、第4四半期を履行期限とした割合)
- 入札方式の導入状況(プロポーザル方式・総合評価落札方式等)
- その他(発注見通しの公表、調査対象年度の入札・契約状況等)

結果の概要

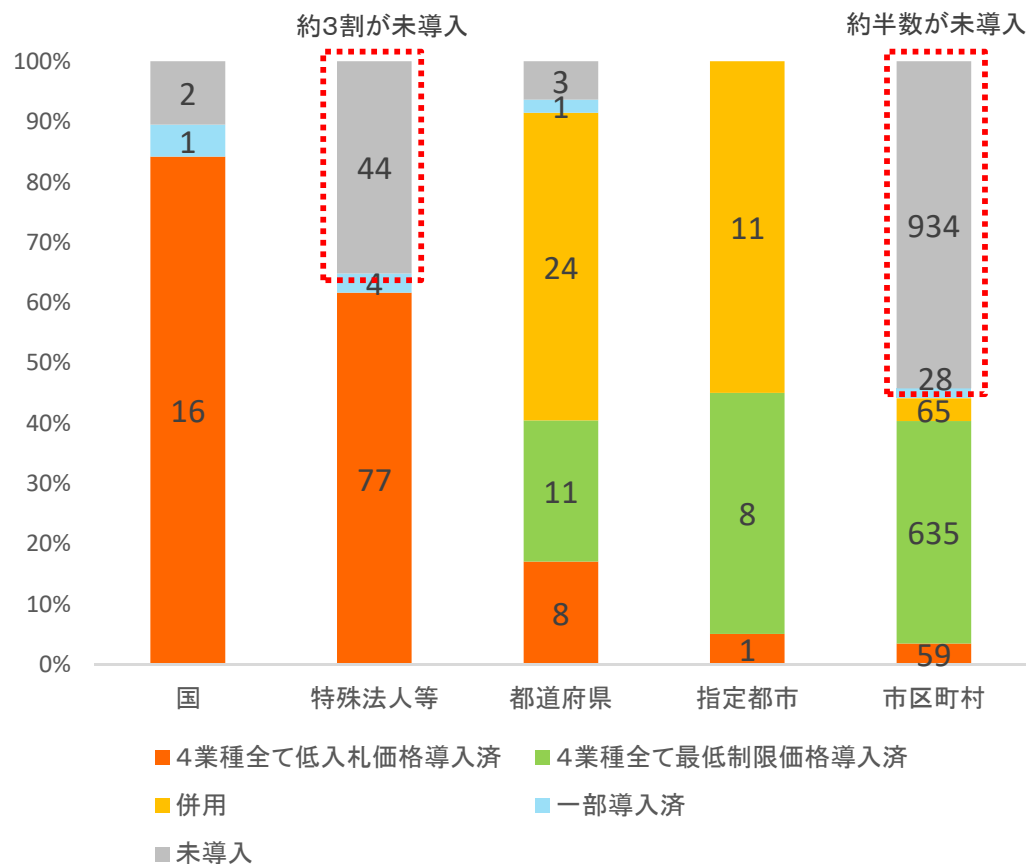
- ダンピング対策については、特殊法人等では約3割、市区町村では約半数が未導入
- 履行時期の平準化については、国の業務は8割以上が第4四半期に履行期限が集中している状況
- プロポーザル方式については、市区町村の導入に遅れ
- 総合評価落札方式については、各発注者とも導入が概ね半数未満にとどまる

▶ 今後、発注者協議会や監理課長等会議等を通じて、調査結果を共有し、発注関係事務の改善に向けた更なる取組を推進

業務に関するダンピング対策の位置付け

- 品確法において、発注者の責務として、ダンピング契約の締結を防止するための措置を講ずることが規定
- 運用指針において、低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することが明記

業務に関するダンピング対策の状況



- 国、都道府県、指定都市では、H26の品確法改正以降、ダンピング対策が進捗
- 他方で、特殊法人等では約3割、市区町村では約半数が未導入



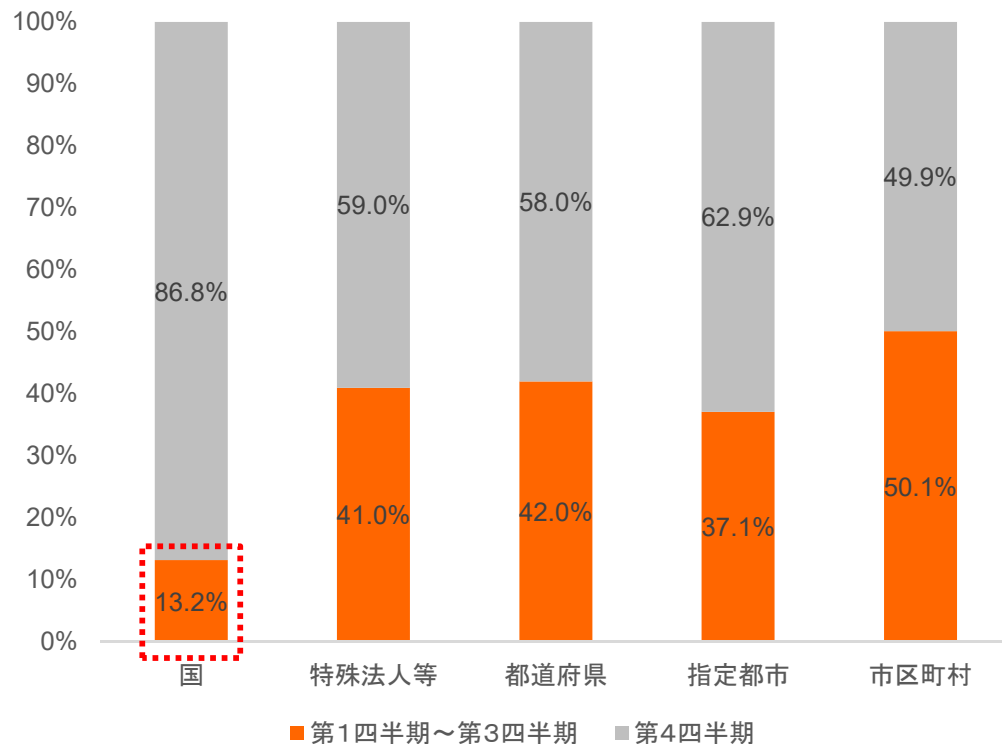
- ダンピング受注は、調査等の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれや、適正な利潤を確保できないおそれ等の問題
- 特に導入の遅れている発注者に対し、導入済の発注者の取組状況を共有し、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を推進

※グラフ内の数字は回答機関数
 ※4業種(測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・地質調査)

業務に関する履行時期の平準化の位置付け

- 品確法において、発注者の責務として、履行時期の平準化のため、債務負担行為や繰越明許費の活用等が規定
- 運用指針において、発注者は、繰越明許費や債務負担行為の活用により、履行時期の平準化を図ることが明記

業務に関する履行時期の平準化の状況



- 履行時期の平準化については、特殊法人等、都道府県、指定都市では約半数近く、市区町村では約半数が第4四半期以前であるのに対し、国では、1割強にとどまる



- 年間を通じた業務量の偏りが生じることで、公共工事に関する調査等に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるおそれ
- 年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用、債務負担行為の積極的な活用等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行時期の平準化を推進

※グラフ内の割合は各業種ごとの平成30年度発注総計に占める
第1四半期～第3四半期と第4四半期の割合

※4業種(測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・地質調査)

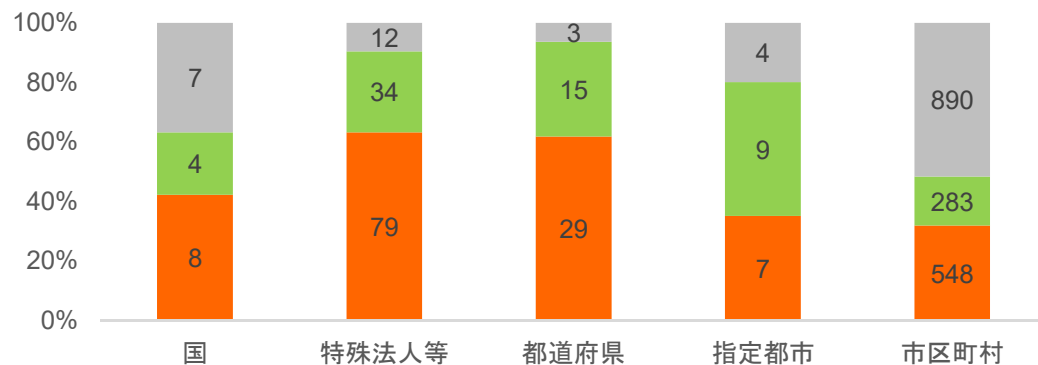
業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入の位置付け

- 品確法において、発注者に対し、競争参加者から技術提案を求めるべき旨の努力義務が規定
- 運用指針において、「業務の発注に当たっては、業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努める」ことが明記

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入状況

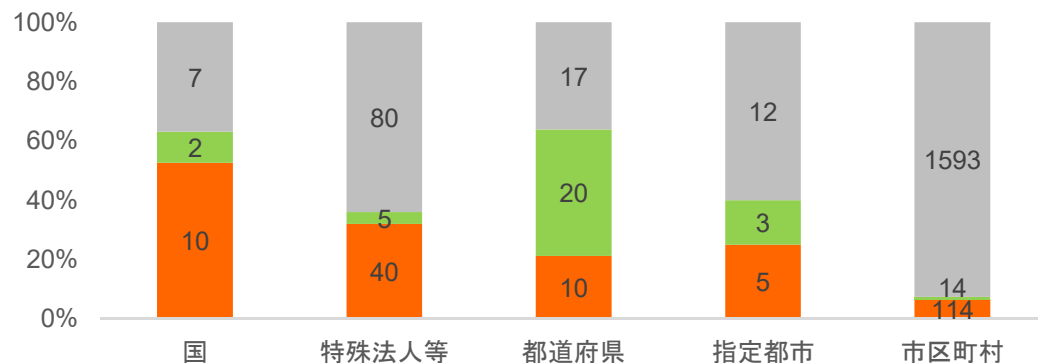
プロポーザル方式の導入状況



- プロポーザル方式は、国、特殊法人等、都道府県、指定都市、市区町村のいずれにおいても、概ね半数以上で導入済。特に特殊法人と都道府県・指定都市では、多くの発注者が導入済

- 他方で、総合評価落札方式は、相対的に導入が進んでいない状況

総合評価落札方式の導入状況

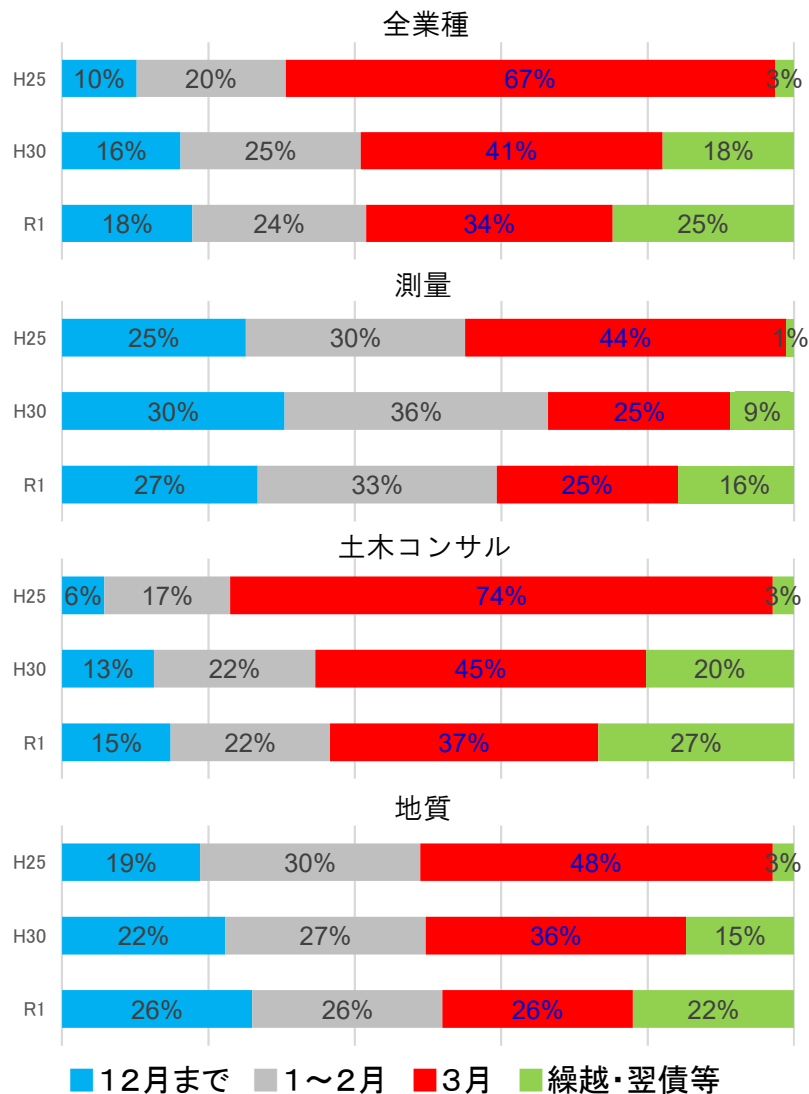


- 業務の内容に応じ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案の優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶことを通じ、品質を確保することが重要

- 各発注者に対して、適切な入札契約方式を選択することの重要性について、引き続き普及啓発

直轄業務の履行期限の平準化の状況と取り組み

- 繰越、翌債の活用もあり、3月末の履行期限は減少傾向
- 一方で1～2月の履行期限はほぼ横ばいの状況
- また、依然として、3月に履行期限を迎える業務は土木コンサルの比率が多い状況



履行期限の状況

	4月～12月	1月～2月	3月	繰越
H25実績	10%	20%	67%	3%
H30目標	25%以上	25%以上	50%以下	—
H30実績	16%	25%	41%	18%
R1	18%	24%	34%	25%

- 全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。
- ただし、発注者支援業務や流量観測など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

平準化の主な取り組み

- 早期発注(11月に公告、1月から手続き開始)
- 繰越、翌債の活用
- ゼロ国の拡大(R元年度予算から導入)

※国土交通省発注の測量・調査・設計業務(港湾空港関係除く)

令和3年1月18日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会(令和2年度第1回)

直轄工事における総合評価落札方式等の実施状況

【令和元年度実績】(概要)

国土交通省の地方整備局が令和元年度に契約した工事は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約含め合計8,971件^(※1)となっている。

国土交通省の直轄工事では、平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を受け、総合評価落札方式を適用することにより公共工事の品質確保を図っており、この総合評価落札方式を適用した工事について概観するために、実施状況(令和元年度(平成31年度)実績)を年次報告として整理した。(概要版)

概要 目次

1. 総合評価落札方式の適用状況	53
2. 競争の程度の状況	54
3. 落札率・入札率の状況	55
4. 技術評価の状況	56
5. 総合評価の特徴	57
6. 総合評価と工事成績評定点	58

(※1) 国土交通省直轄工事等契約関係資料 令和2年度版(元年度実績)より 国土交通省の8地方 整備局の契約工事で、港湾・空港関係の工事を含む。

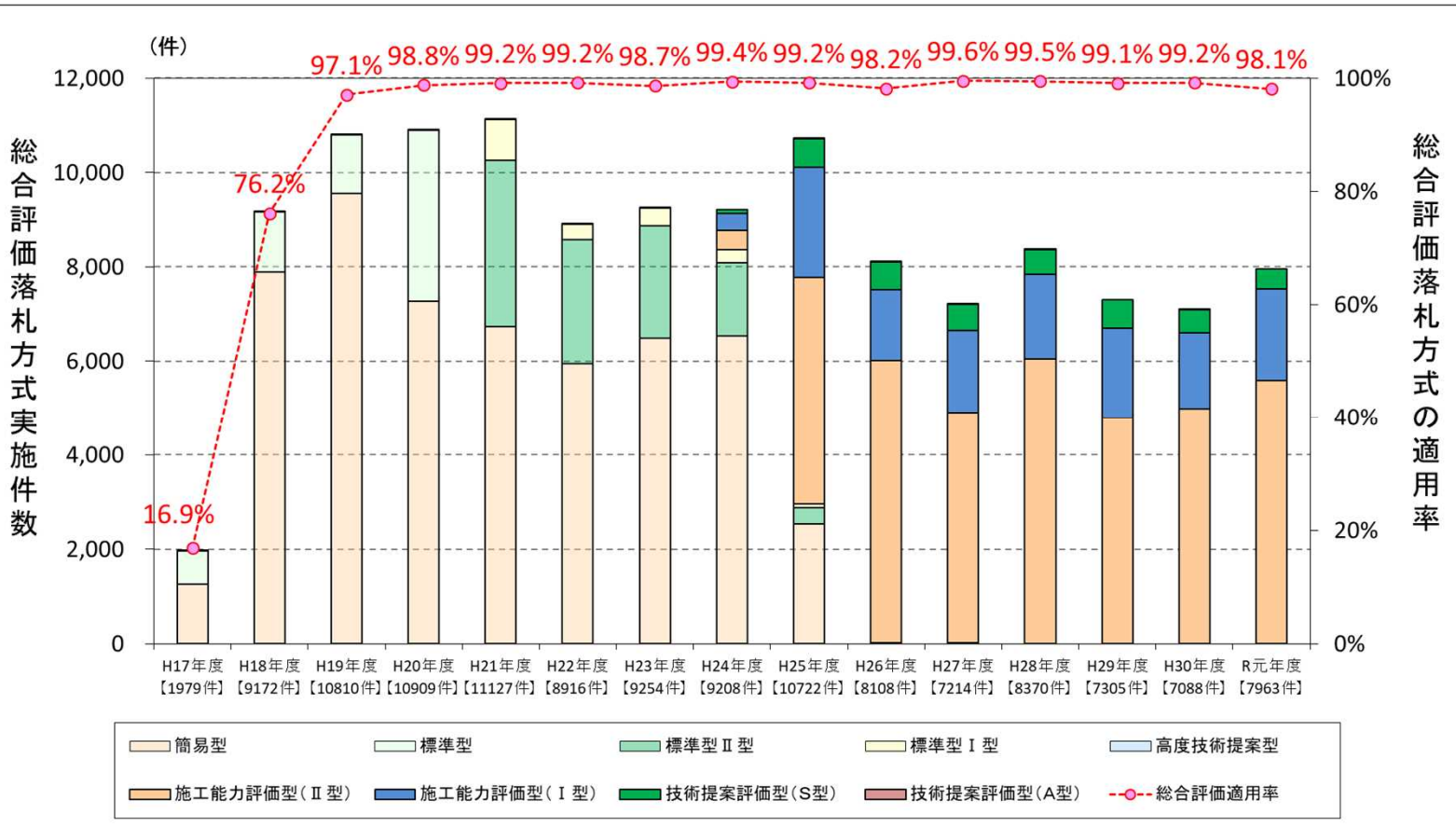
(※2) 当年次報告は、総合評価落札方式の実施状況について経年変化を見るために分析を行ったもので、随意契約等の契約方式については対象としない。

1. 総合評価落札方式の適用状況

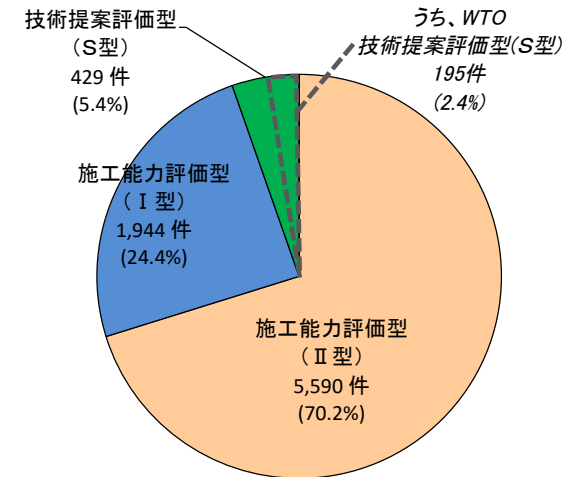
総合評価落札方式適用件数・金額

- 令和元年の総合評価落札方式適用率^(※)は件数ベースで98.1%となっている。
- 各契約タイプにおける内訳は、施工能力評価型(Ⅱ型)が件数70.2%、金額50.4%と最も多く、同様に同(Ⅰ型)が24.4%、24.5%、技術提案評価型(S型)が5.4%、20.4%となっている。

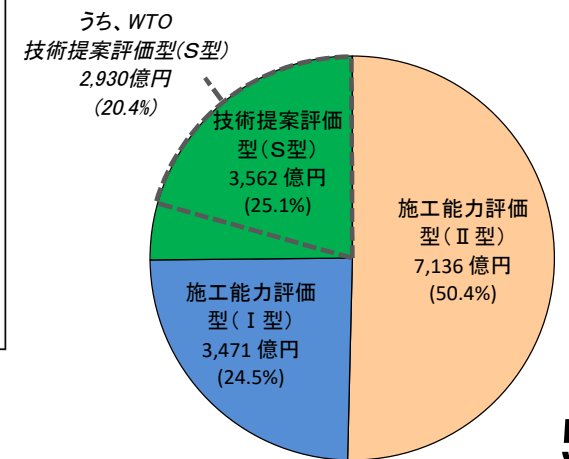
【 実施件数 (平成17年度～令和元年度) 】



【 件数シェア (令和元年度) 】



【 金額シェア (令和元年度) 】



注1) 8地方整備局の(港湾・空港関係を含む)工事を対象

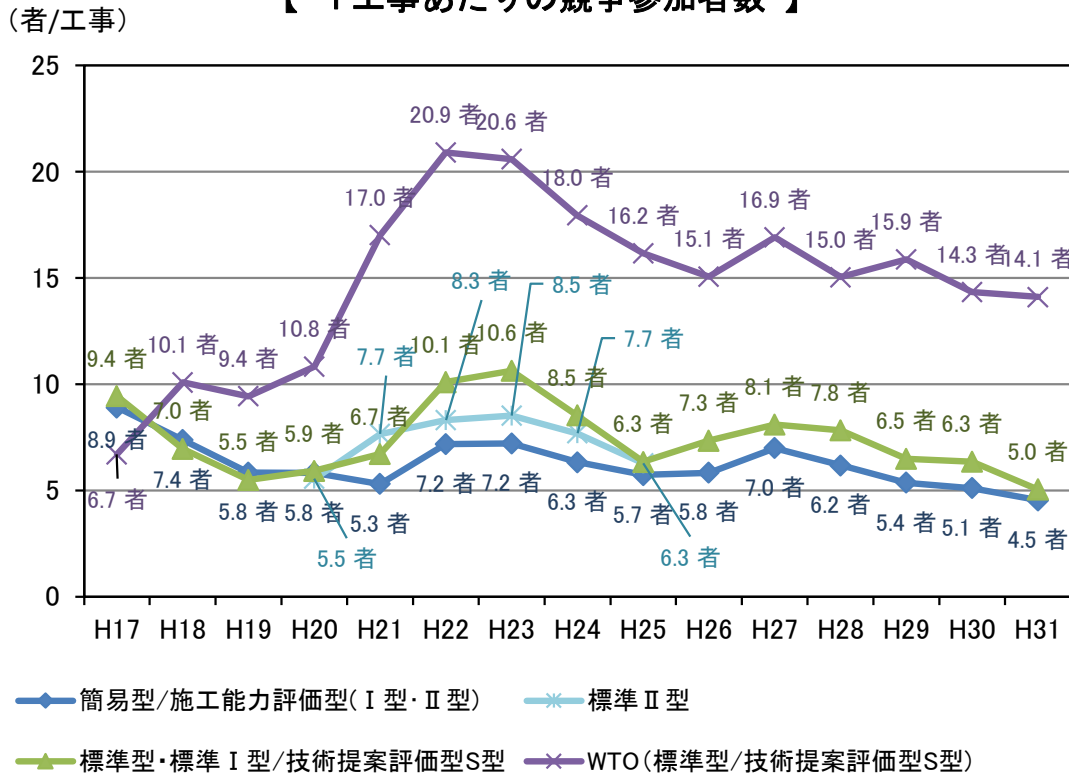
※ 適用率は競争入札発注件数(随意契約は含まない)に対する総合評価落札方式実施件数の割合として算出

2. 競争の程度の状況

契約タイプ別、工事種別別の競争参加者数

- 1工事あたりの競争参加者数は、施工能力評価型で4.5者、技術提案評価型(S型)で5.0者、WTO技術提案評価型(S型)で14.1者で、前年度よりも減少している。
- 工事種別別では、「一般土木」、「アスファルト舗装」、「鋼橋上部」、「プレストレスト・コンクリート」が多くなっている。

【 1工事あたりの競争参加者数 】



【 工事種別別・1工事あたりの競争参加者数 】
(令和元年度)

	施工能力評価型 (I型・II型)		技術提案評価型(S型)		WTO 技術提案評価型(S型)		計	
	件数	平均競争参加者数	件数	平均競争参加者数	件数	平均競争参加者数	件数	平均競争参加者数
一般土木	3,279件	5.7者	57件	6.0者	70件	15.2者	3,406件	5.9者
アスファルト舗装	612件	6.1者	0件		3件	9.7者	615件	6.1者
鋼橋上部	57件	4.5者	18件	10.4者	23件	17.3者	98件	8.6者
造園	173件	4.2者	0件		0件		173件	4.2者
建築	143件	3.2者	2件	1.5者	3件	10.7者	148件	3.3者
電気設備	169件	4.7者	0件		3件	8.3者	172件	4.8者
暖冷房衛生設備	52件	2.7者	0件		1件	10.0者	53件	2.8者
セメント・コンクリート舗装	41件	5.1者	0件		8件	7.6者	49件	5.5者
プレストレスト・コンクリート	74件	4.1者	18件	6.0者	17件	14.2者	109件	6.0者
法面処理	97件	3.8者	0件		0件		97件	3.8者
塗装	102件	4.3者	0件		0件		102件	4.3者
維持修繕	1,544件	2.8者	44件	1.5者	0件		1,588件	2.8者
浚渫	24件	3.2者	2件	3.5者	1件	6.0者	27件	3.3者
グラウト	2件	2.5者	0件		0件		2件	2.5者
さく井	5件	2.4者	0件		0件		5件	2.4者
機械設備	240件	1.8者	4件	4.0者	5件	4.4者	249件	1.9者
通信設備	418件	2.5者	1件	3.0者	0件		419件	2.5者
受変電設備	146件	4.4者	0件		0件		146件	4.4者
計	7,178件	4.5者	146件	5.0者	134件	14.1者	7,458件	4.7者

注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象
 ・港湾・空港関係工事 ・価格競争 ・高度技術提案型/技術提案評価型A型
 ・加算方式の試行工事(平成19年度)

注2) 平成22年度以前の競争参加者数は7地方整備局で集計

注3) 競争参加者数には無効・辞退等及び予定価格超過者を含む

注4) 「WTO(標準型)」は、標準I型、標準II型のうちWTO対象額以上の工事、「WTO技術提案評価型(S型)」は、技術提案評価型(S型)のうちWTO対象額以上の工事

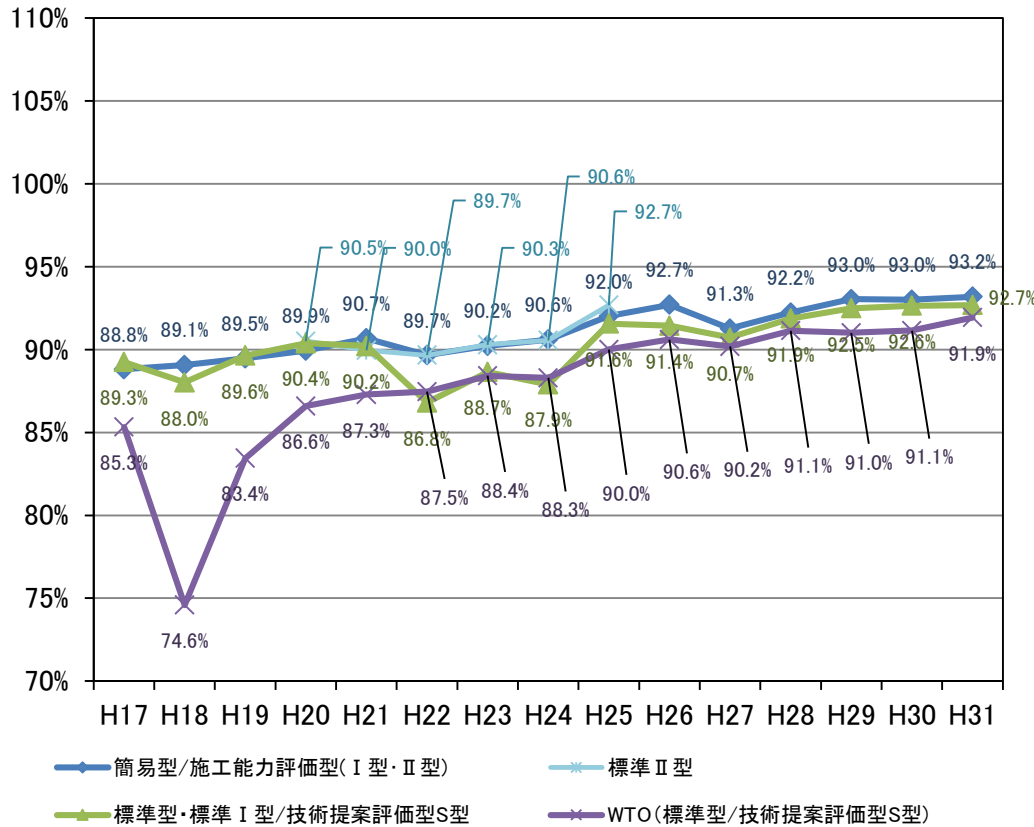
※折線グラフは R元年⇨H31 で表記

3. 落札率・入札率の状況

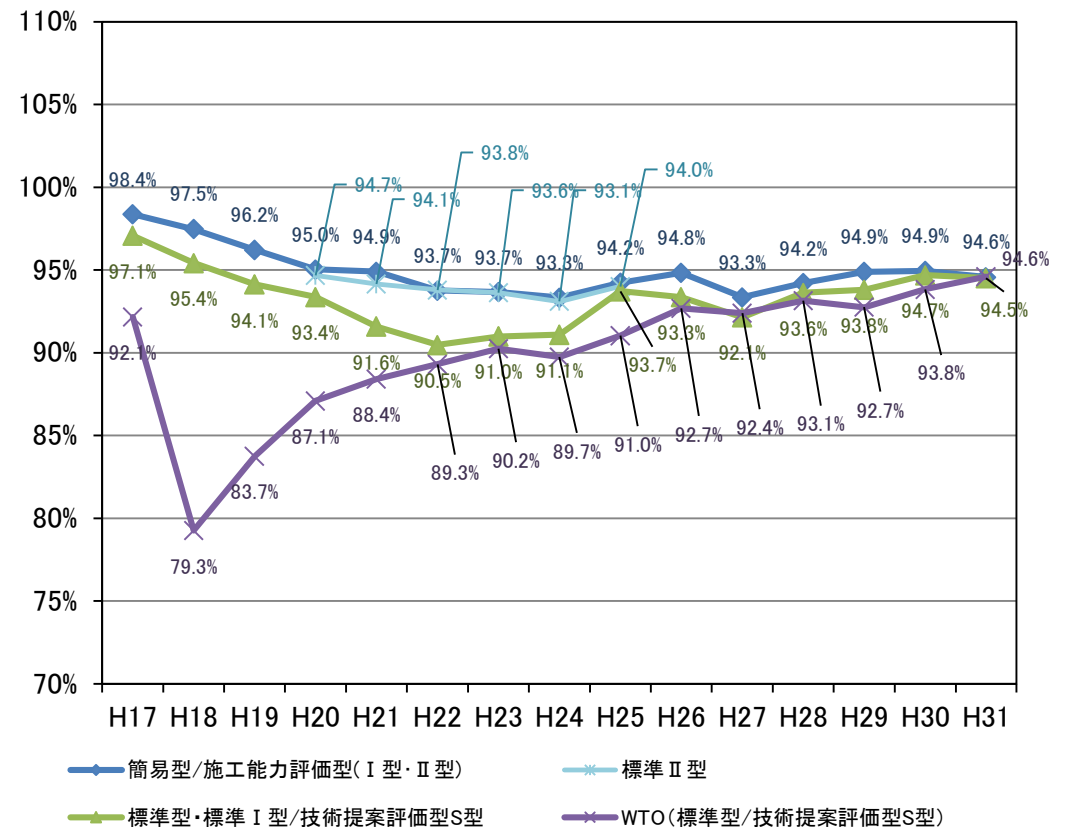
平均落札率・平均入札率

- 平均落札率は、施工能力評価型（I型・II型）で93.2%、技術提案評価型（S型）で92.7%、WTO技術提案評価型（S型）は91.9%と前年度よりも高くなっている。
- 平均入札率は、能力評価型（I型・II型）が94.6%、技術提案評価型（S型）9.6%で、ともに前年度よりも低く、WTO技術提案評価型（S型）は94.6%で前年度よりも高くなっている。

【落札率】



【入札率】



注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象
 ・港湾・空港関係工事 ・価格競争 ・高度技術提案型/技術提案評価型A型 ・加算方式の試行工事(平成19年度)
 注2) 落札率は「落札価格÷予定価格」の工事平均、入札率は「入札価格÷予定価格」の入札参加者平均を算出

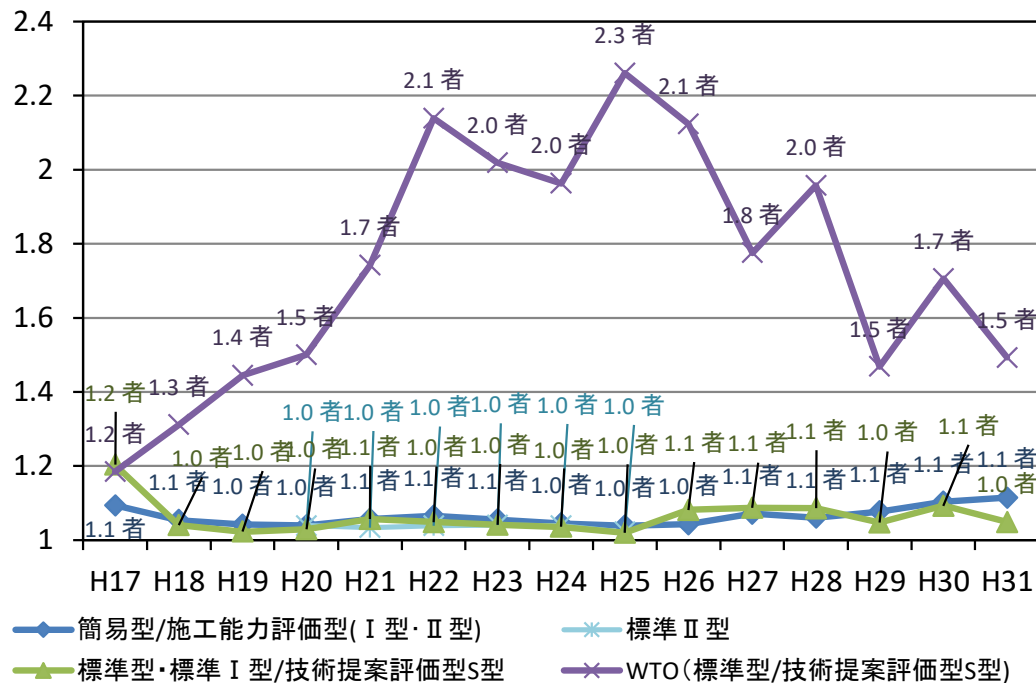
※折線グラフは R元年⇄H31 で表記

4. 技術評価の状況

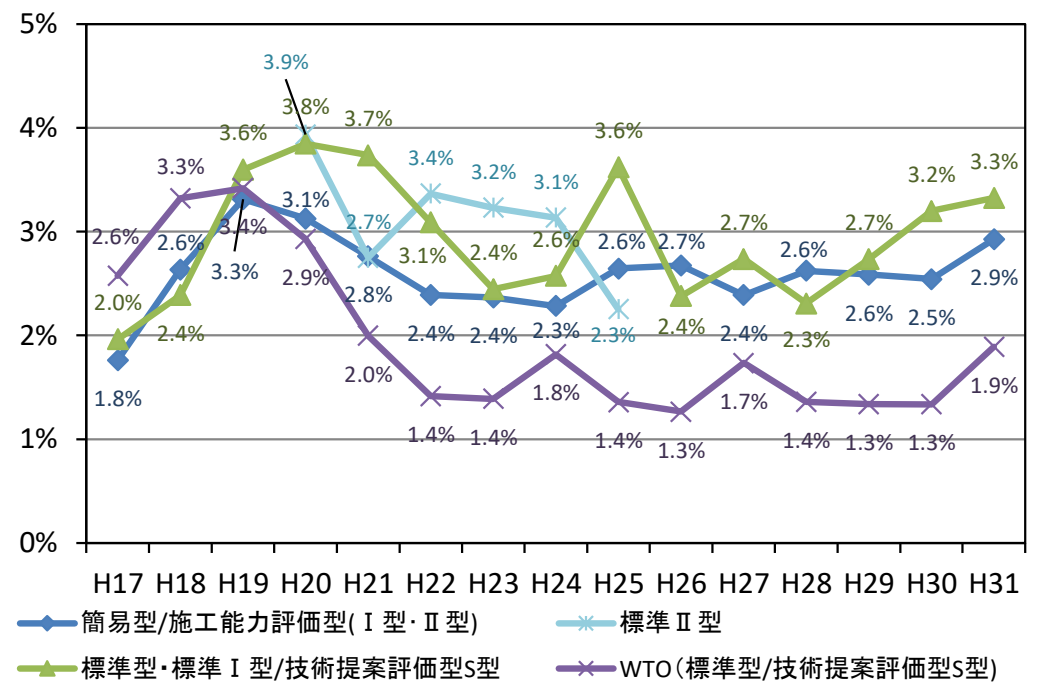
技術評価点の1位同点者数と得点率の差

- 技術評価点1位同点者数は、技術提案評価型(S型)で1.0者、WTO技術提案評価型(S型)では1.5者と前年度より減少している。
- 技術評価点1位と2位の得点差は、技術提案評価型(S型)で平均3.3%、施工能力評価型で平均2.9%、WTO技術提案評価型(S型)は平均1.9%で、前年度よりも増加している。

【技術評価点1位同点者数】



【技術評価点1位と2位の得点率の差】



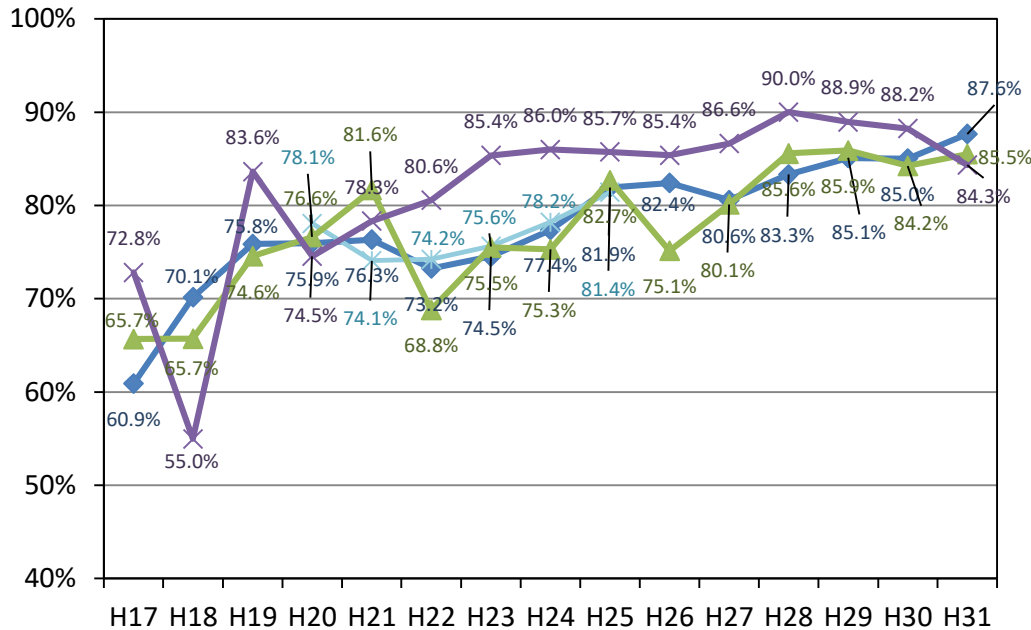
注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象
 ・港湾・空港関係工事 ・価格競争 ・高度技術提案型/技術提案評価型A型 ・加算方式の試行工事(平成19年度)
 注2) 落札率は「落札価格÷予定価格」の工事平均、入札率は「入札価格÷予定価格」の入札参加者平均を算出
 ※折線グラフは R元年⇄H31 で表記

5. 総合評価の特徴

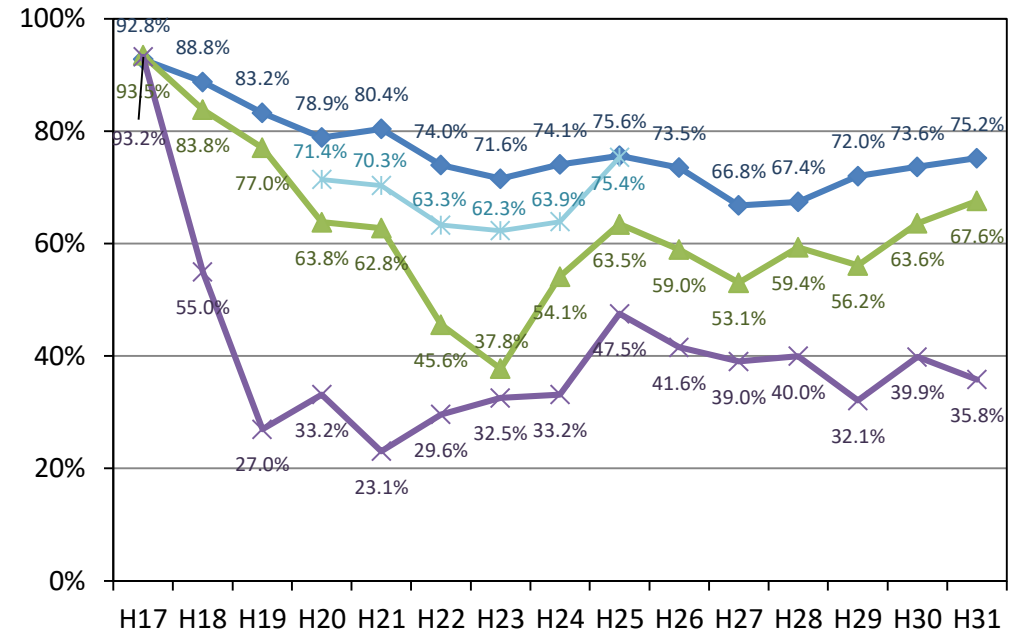
落札者に占める技術評価点の最高得点者及び最低価格者の割合

- 落札者に占める技術評価点の最高得点者の割合は、施工能力評価型で85.5%、技術提案評価型(S型)で84.5%と前年度より増加、WTO技術提案評価型(S型)は前年度よりも減少し84.3%となっている。
- 落札者に占める最低価格者の割合は、施工能力評価型で75.2%、技術提案評価型(S型)で67.6%と前年度より増加、WTO技術提案評価型(S型)は前年度よりも減少し35.8%となっている。

【 落札者に占める技術評価点の最高得点者の割合 】



【 落札者に占める最低価格者の割合 】



◆ 簡易型/施工能力評価型 (I型・II型) ✧ 標準Ⅱ型
▲ 標準型・標準Ⅰ型/技術提案評価型S型 ✕ WTO(標準型/技術提案評価型S型)

◆ 簡易型/施工能力評価型 (I型・II型) ✧ 標準Ⅱ型
▲ 標準型・標準Ⅰ型/技術提案評価型S型 ✕ WTO(標準型/技術提案評価型S型)

注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象。
 ・港湾・空港関係工事 ・価格競争 ・高度技術提案型/技術提案評価型A型 ・加算方式の試行工事(平成19年度)

注2) 価格及び技術評価点の区分は、無効・辞退等及び予定価格超過者を除き判定

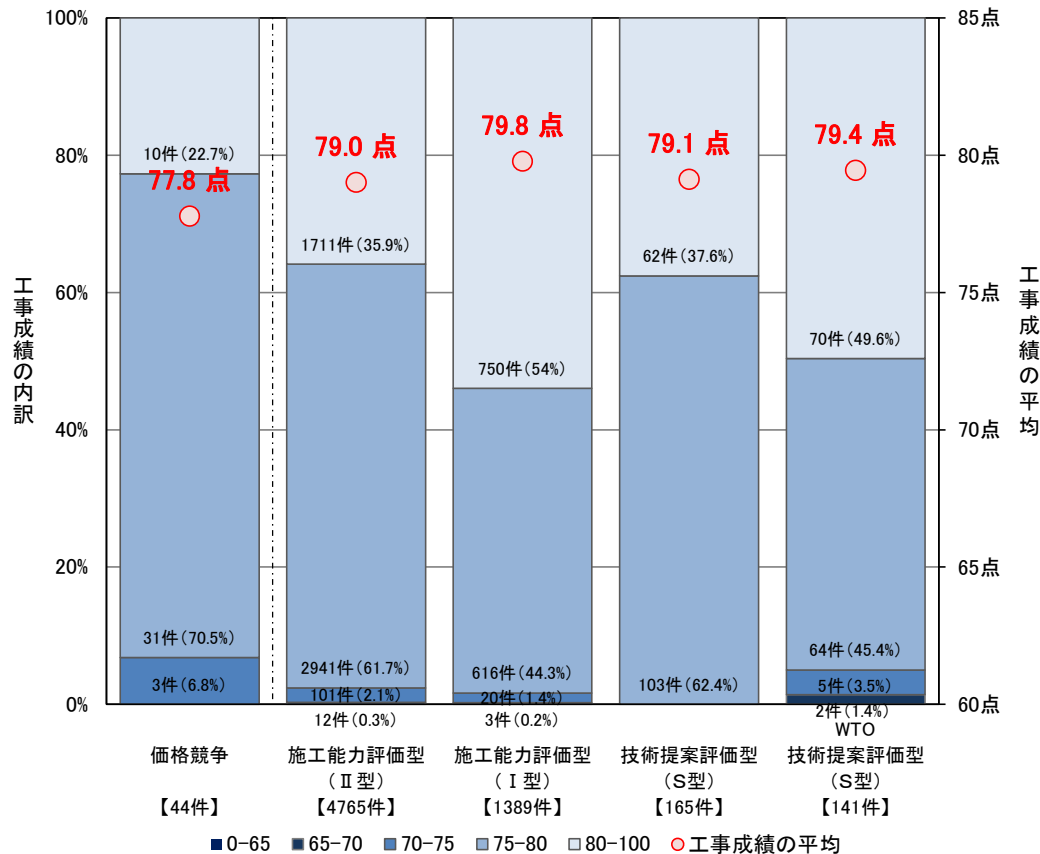
※折線グラフは R元年⇔H31 で表記

6. 総合評価と工事成績

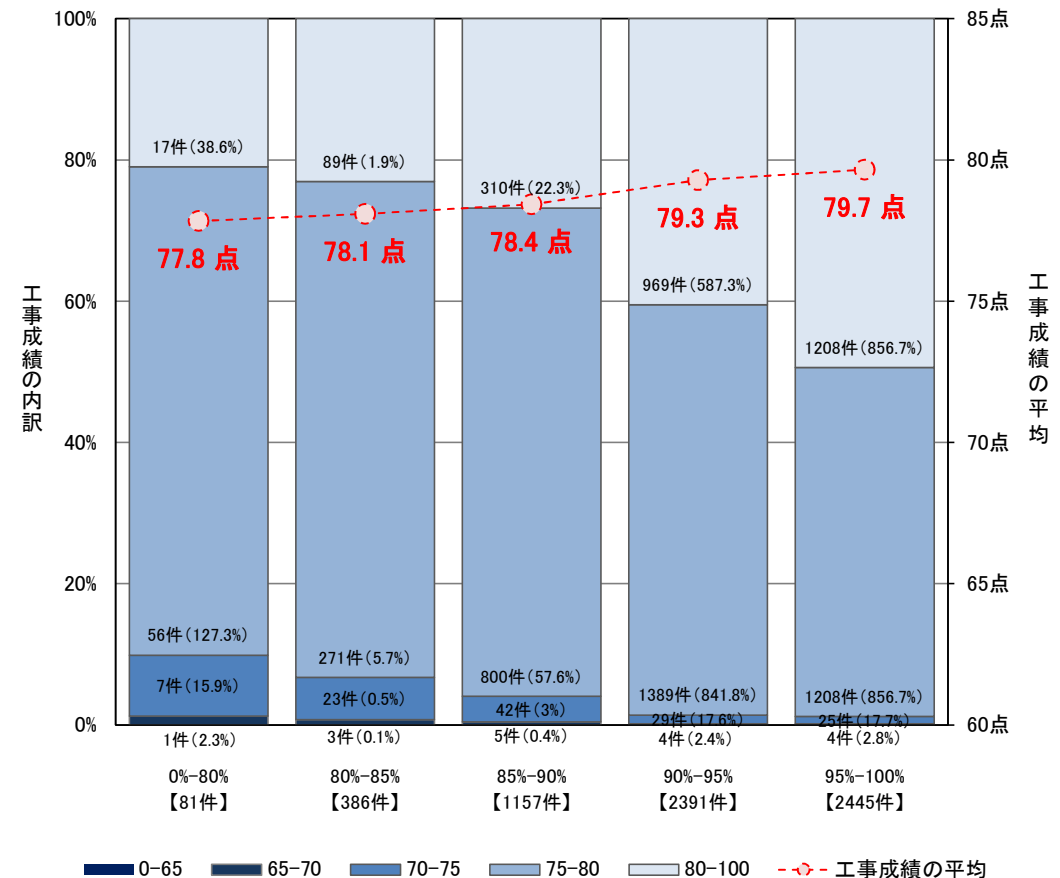
契約タイプ、技術評価点得点率との関係

- 工事成績の平均は、施工能力評価型(Ⅱ型)で79.0点、同(Ⅰ型)で79.8点、技術提案評価型(S型)で79.1点、WTO技術提案評価型(S型)で79.4点となっている。
- 技術評価点の得点率が80%未満の工事では、工事成績の平均が77.8点、技術評価点の得点率が95%以上の工事では、工事成績の平均が79.7点と高くなっている。

【契約タイプと工事成績】 (令和元年度完成工事)



【技術評価得点率と工事成績】 (令和元年度完成工事)



注1) 8地方整備局の令和元年度完成工事を対象 (港湾・空港関係工事を除く)、価格競争を含む
 注2) 契約データと工事成績データとの比較が可能なものを集計
 注3) 「技術評価点得点率と工事成績」は、施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)及び技術提案評価型(S型)を対象

令和3年1月18日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
調査・設計(令和2年度第1回)

令和元年度 年次報告

調査・設計等業務に関する入札・契約の実施状況

【平成31年度(令和元年度)実績】(概要)

国土交通省の直轄業務では平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されて以降、平成20年度からの総合評価落札方式の適用により業務成果の品質確保を図っており、入札・契約の実施状況についてこれまでの経年状況と併せて概観するために、令和元年度年次報告として実施状況を整理した。

- 国土交通省の地方整備局等が令和元年度に契約した調査・設計業務は、プロポーザル方式、総合評価方式、価格競争方式、随意契約を含め11,922件である。【P61】
- 総合評価落札方式の導入以降、同方式による件数の割合は経年的に増加し、令和元年度には契約件数の57.1%となった。同方式による当初契約額(2,547.6億円)は過去最大となった。【P62】
- 業務成績評定点の発注方式別の平均は、プロポーザル方式(79.0点)、総合評価落札方式(78.5点)、価格競争方式(77.7点)となった(令和元年度)。総合評価落札方式の配点比率別では、1:3(78.1点)、1:2(78.6点)、1:1(78.4点)となった。【P66】

目 次

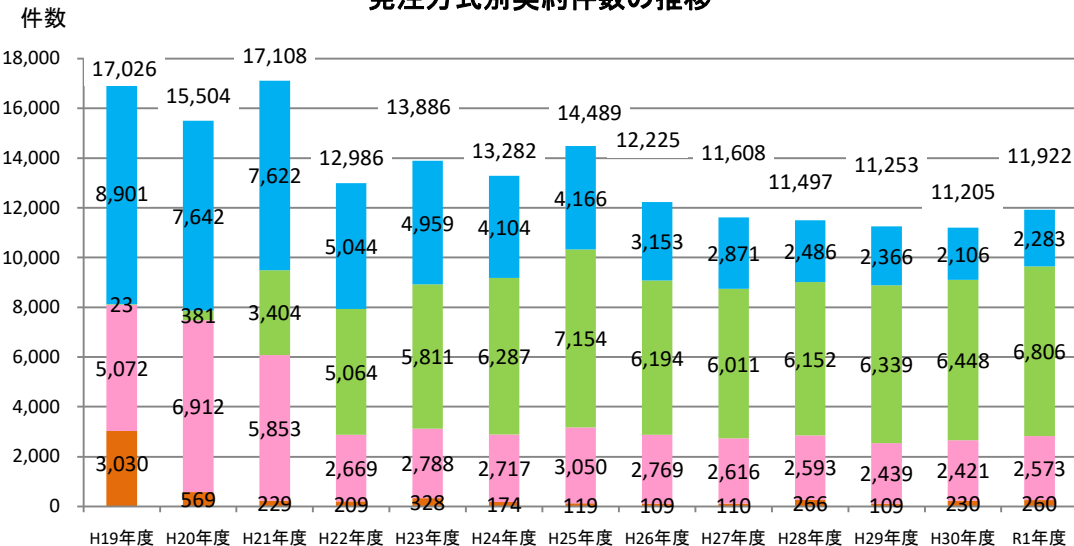
1. 調査・設計等業務の契約状況	
(1) 発注方式別契約件数の推移(全業種計)	61
(2) 発注方式別当初契約額の推移(全業種計)	62
2. 調査・設計等業務の入札・落札状況	
(1) 競争参加の状況(令和元年度:全業種計)	63
(2) 入札率・落札率の推移(全業種)	64
(3) 低入落札発生状況(総合評価・価格競争別 経年変化)[予定価格1,000万円超]	65
3. 業務成績との関係(令和元年度)	
(1) 発注方式・配点比率と業務成績評定点との関係(全業種計)	66
(2) 低入落札の業務成績評定点(全業種計／土木／測量／地質)	67

1. 調査・設計等業務の契約状況

(1) 発注方式別契約件数の推移(全業種計)

- ・令和元年度の契約件数は、11,922件で、前年度(11,205件)と増加した。
- ・発注方式別の契約件数の割合を見ると、プロポーザル方式が21.6%、総合評価落札方式が57.1%、価格競争方式が19.1%となり、前年度とほぼ横ばいとなった。

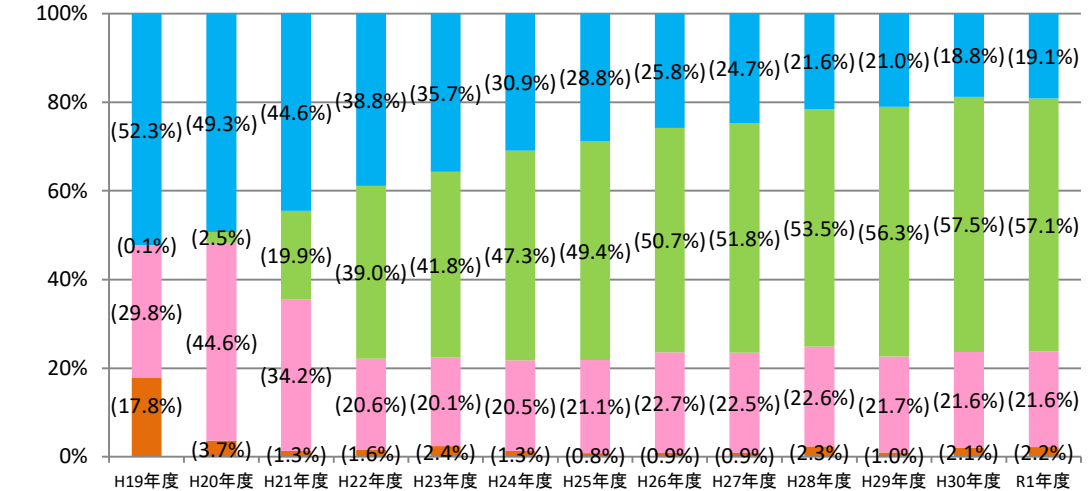
発注方式別契約件数の推移



凡例 ■ 随意契約 ■ プロポーザル方式 ■ 総合評価落札方式 ■ 価格競争

件数割合

発注方式別契約件数割合の推移



地方整備局等における契約件数(単位:件)

	H19年度 (N=17,026)	H20年度 (N=15,504)	H21年度 (N=17,108)	H22年度 (N=12,986)	H23年度 (N=13,886)	H24年度 (N=13,282)	H25年度 (N=14,489)	H26年度 (N=12,225)	H27年度 (N=11,608)	H28年度 (N=11,497)	H29年度 (N=11,253)	H30年度 (N=11,205)	R1年度 (N=11,922)	増減率 (R1-H30)/H30
価格競争	8,901 (52.3%)	7,642 (49.3%)	7,622 (44.6%)	5,044 (38.8%)	4,959 (35.7%)	4,104 (30.9%)	4,166 (28.8%)	3,153 (25.8%)	2,871 (24.7%)	2,486 (21.6%)	2,366 (21.0%)	2,106 (18.8%)	2,283 (19.1%)	8.4%
総合評価落札方式	23 (0.1%)	381 (2.5%)	3,404 (19.9%)	5,064 (39.0%)	5,811 (41.8%)	6,287 (47.3%)	7,154 (49.4%)	6,194 (50.7%)	6,011 (51.8%)	6,152 (53.5%)	6,339 (56.3%)	6,448 (57.5%)	6,806 (57.1%)	5.6%
プロポーザル方式	5,072 (29.8%)	6,912 (44.6%)	5,853 (34.2%)	2,669 (20.6%)	2,788 (20.1%)	2,717 (20.5%)	3,050 (21.1%)	2,769 (22.7%)	2,616 (22.5%)	2,593 (22.6%)	2,439 (21.7%)	2,421 (21.6%)	2,573 (21.6%)	6.3%
随意契約	3,030 (17.8%)	569 (3.7%)	229 (1.3%)	209 (1.6%)	328 (2.4%)	174 (1.3%)	119 (0.8%)	109 (0.9%)	110 (0.9%)	266 (2.3%)	109 (1.0%)	230 (2.1%)	260 (2.2%)	13.0%
合計	17,026	15,504	17,108	12,986	13,886	13,282	14,489	12,225	11,608	11,497	11,253	11,205	11,922	6.4%

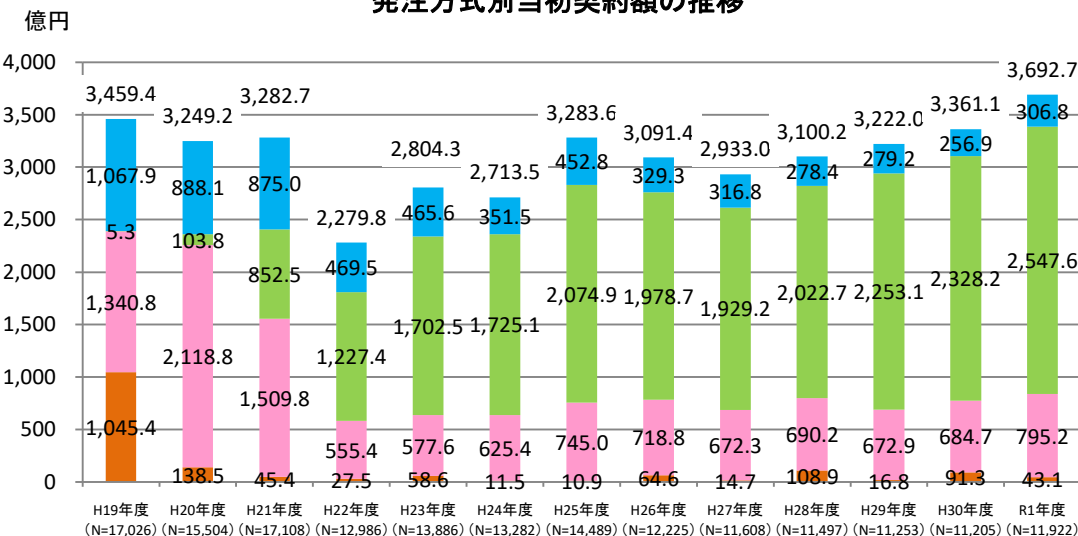
※北海道開発局+8地方整備局の業務を対象(港湾・空港関係、農林・水産関係を除く)。以下、同様。

1. 調査・設計等業務の契約状況

(2) 発注方式別当初契約額の推移 (全業種計)

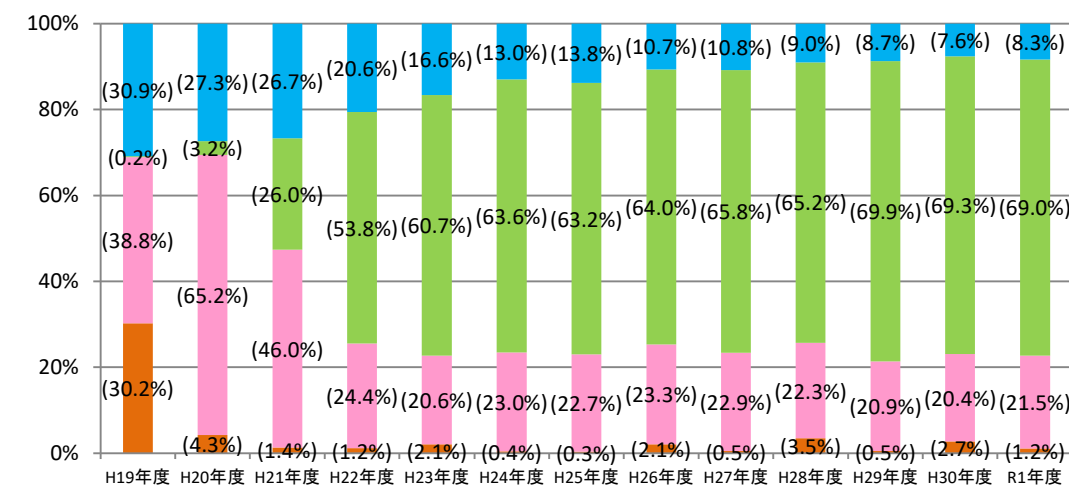
- ・令和元年度の当初契約額は3,692億円であり、前年度(3,361億円)と比べて9.8%増加した。
- ・発注方式別の当初契約額の割合をみると、プロポーザル方式が21.5%、総合評価落札方式が69.0%、価格競争方式が8.3%となり、各発注方式の割合は前年度と同程度で推移している。

発注方式別当初契約額の推移



億円
割合

発注方式別当初契約額割合の推移



凡例: ■ 随意契約 ■ プロポーザル方式 ■ 総合評価落札方式 ■ 価格競争

地方整備局等における当初契約額(単位:億円)

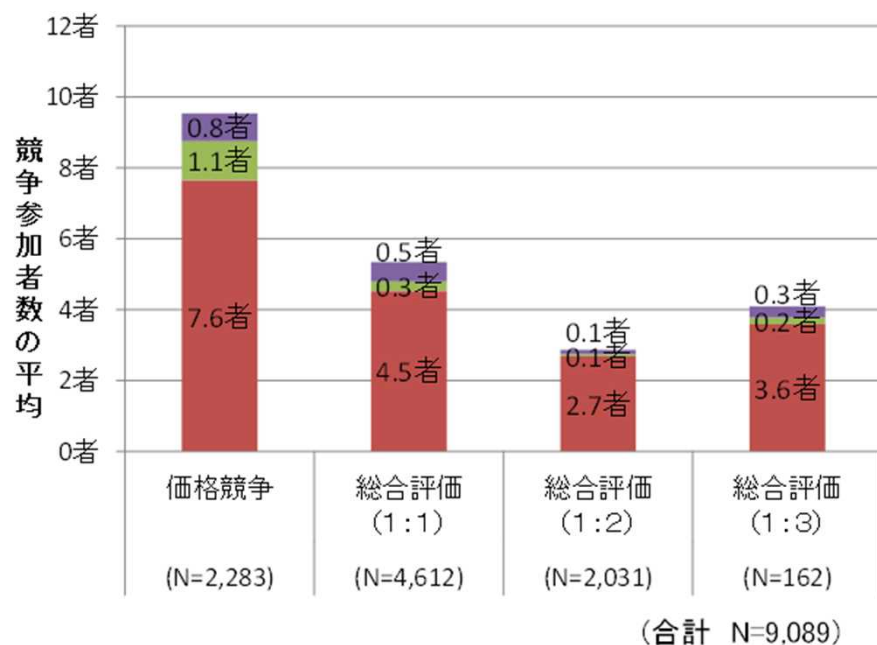
	H19年度 (N=17,026) (Σ=3,459)	H20年度 (N=15,504) (Σ=3,249)	H21年度 (N=17,108) (Σ=3,283)	H22年度 (N=12,986) (Σ=2,280)	H23年度 (N=13,886) (Σ=2,804)	H24年度 (N=13,282) (Σ=2,714)	H25年度 (N=14,489) (Σ=3,284)	H26年度 (N=12,225) (Σ=3,091)	H27年度 (N=11,608) (Σ=2,933)	H28年度 (N=11,497) (Σ=3,100)	H29年度 (N=11,253) (Σ=3,222)	H30年度 (N=11,205) (Σ=3,361)	R1年度 (N=11,922) (Σ=3,693)	増減率 (R1-H30)/H30
価格競争	1,067.9 (30.9%)	888.1 (27.3%)	875.0 (26.7%)	469.5 (20.6%)	465.6 (16.6%)	351.5 (13.0%)	452.8 (13.8%)	329.3 (10.7%)	316.8 (10.8%)	278.4 (9.0%)	279.2 (8.7%)	256.9 (7.6%)	306.8 (8.3%)	19.4%
総合評価落札方式	5.3 (0.2%)	103.8 (3.2%)	852.5 (26.0%)	1,227.4 (53.8%)	1,702.5 (60.7%)	1,725.1 (63.6%)	2,074.9 (63.2%)	1,978.7 (64.0%)	1,929.2 (65.8%)	2,022.7 (65.2%)	2,253.1 (69.9%)	2,328.2 (69.3%)	2,547.6 (69.0%)	9.4%
プロポーザル方式	1,340.8 (38.8%)	2,118.8 (65.2%)	1,509.8 (46.0%)	555.4 (24.4%)	577.6 (20.6%)	625.4 (23.0%)	745.0 (22.7%)	718.8 (23.3%)	672.3 (22.9%)	690.2 (22.3%)	672.9 (20.9%)	684.7 (20.4%)	795.2 (21.5%)	16.1%
随意契約	1,045.4 (30.2%)	138.5 (4.3%)	45.4 (1.4%)	27.5 (1.2%)	58.6 (2.1%)	11.5 (0.4%)	10.9 (0.3%)	64.6 (2.1%)	14.7 (0.5%)	108.9 (3.5%)	16.8 (0.5%)	91.3 (2.7%)	43.1 (1.2%)	-52.8%
合計	3,459.4	3,249.2	3,282.7	2,279.8	2,804.3	2,713.5	3,283.6	3,091.4	2,933.0	3,100.2	3,222.0	3,361.1	3,692.7	9.9%

2. 調査・設計等業務の入札・落札状況

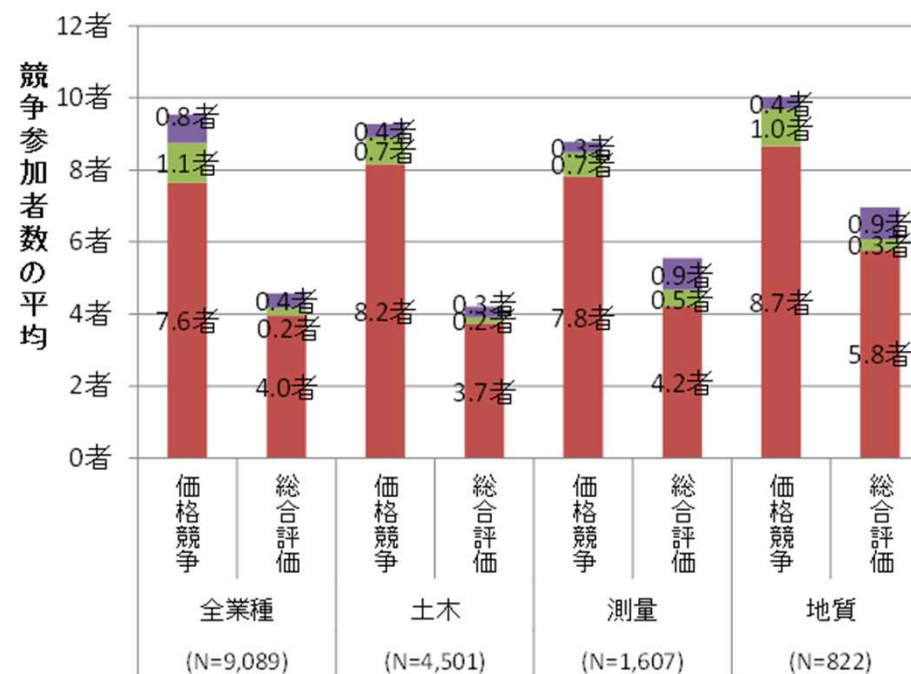
(1) 競争参加の状況(令和元年度:全業種計)

- ・1業務あたりの競争参加者数は価格競争>総合評価(1:1)>総合評価(1:3)>総合評価(1:2)。
- ・業種別の競争参加者数の平均は、価格競争方式、総合評価落札方式ともに地質>測量>土木。

発注方式別 競争参加者数
(令和元年度:全業種)



価格競争と総合評価における競争参加者数
(令和元年度:全業種/土木/測量/地質)



凡例: ■ 辞退・無効等

■ 競争参加者(予定価格超過)

■ 競争参加者(予定価格内)

※競争参加者 : 総合評価、価格競争⇒入札を行ったすべての者
(入札が無効となった者を除く)

※辞退・無効等 : 入札が無効となった者、及び入札を辞退した者等

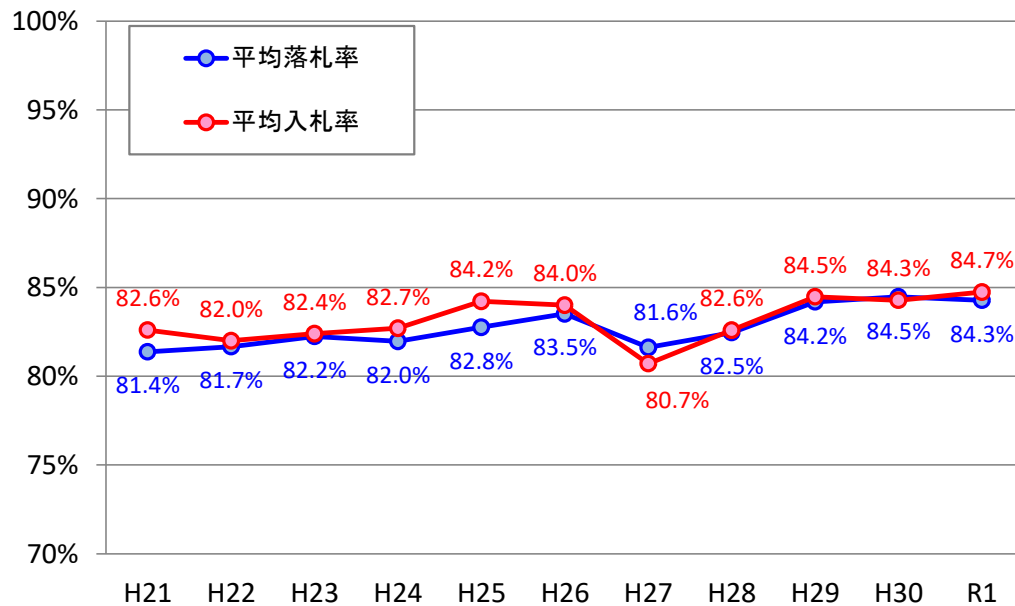
2. 調査・設計等業務の入札・落札状況

(2) 入札率・落札率の推移(全業種)

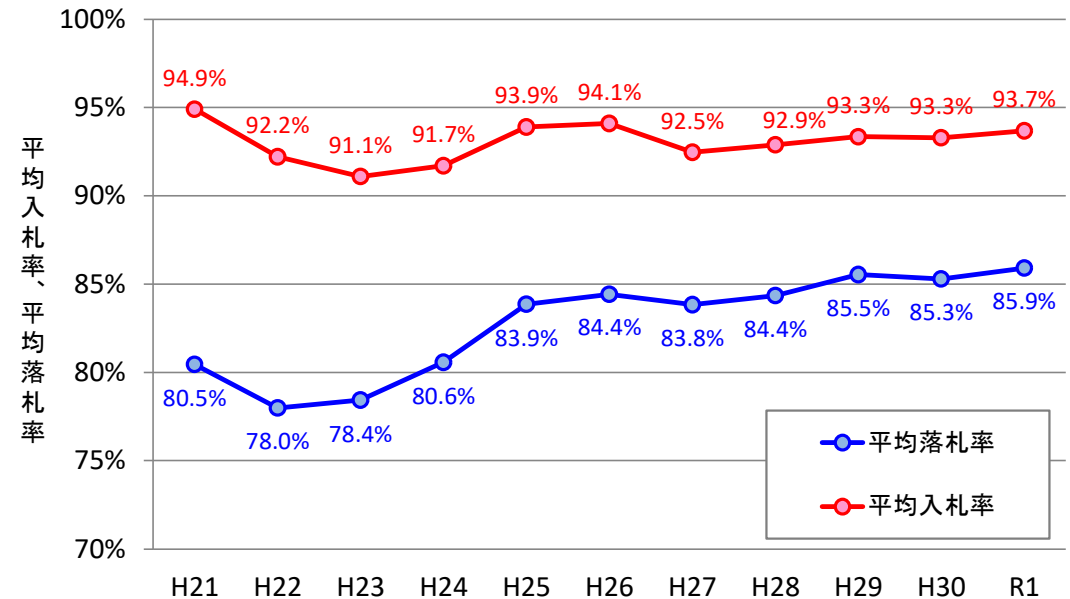
- ・総合評価落札方式の平均入札率、平均落札率は、低入札対策等の効果により経年的に上昇傾向(平成27年度以降を除く^注)であったが、令和元年度は昨年度と同程度で推移。
- ・価格競争方式は、平均落札率が経年的に上昇傾向(平成27年度以降を除く^注)であったが、令和元年度は平均落札率、平均入札率ともに昨年度と同程度で推移。

入札率・落札率の推移(全業種)

総合評価



価格競争



注)：H27年度は諸経費率の改定(引き上げ)、H28年度とH29年度は低入札価格調査基準の改定(引き上げ)が行われており、いずれも4月1日公告からの適用とされた。

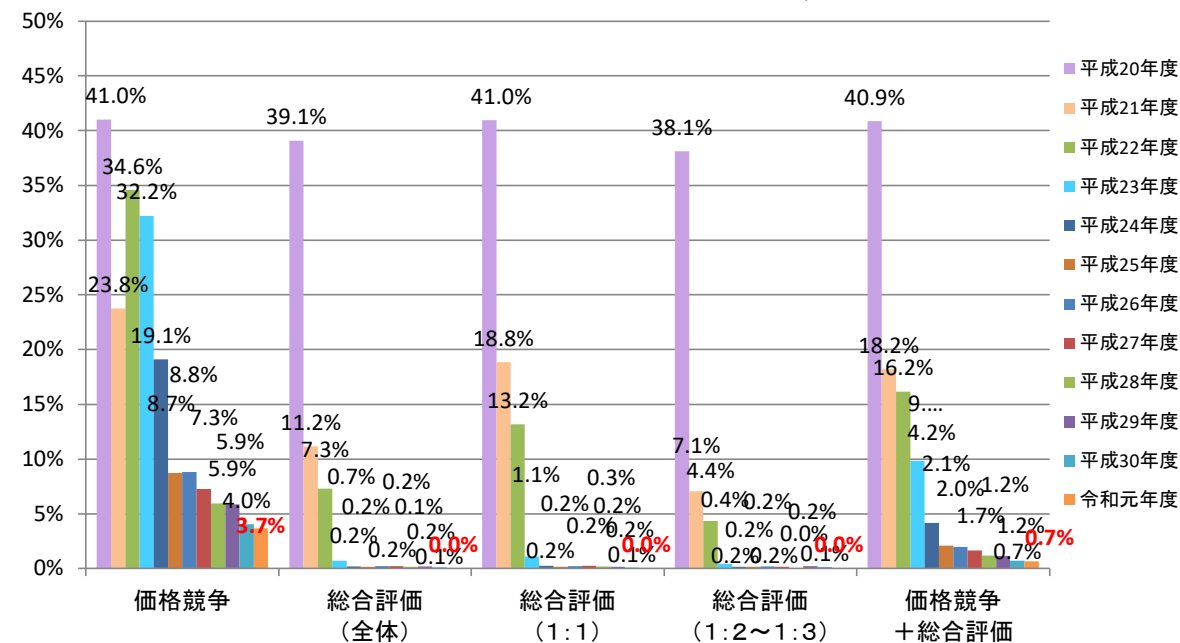
本資料は契約日で年度区分しているため、H27年度以降は単純な経年比較は困難である。

2. 調査・設計等業務の入札・落札状況

(3) 低入落札発生状況(全業種)(総合評価・価格競争別 経年変化)[予定価格1,000万円超]

- ・総合評価落札方式での低入落札の発生は経年的に減少
- ・令和元年度の低入落札発生率は0.0%。履行確実性評価の拡大等が背景にあると考えられる。
- ・価格競争方式における低入落札発生頻度は減少傾向。

<北海道+8地整> 発注方式別 低入落札発生率(予定価格1,000万円超)



1000万円超		価格競争	総合評価(全体)	総合評価(1:1)	総合評価(1:2~1:3)	価格競争+総合評価
平成20年度	対象業務件数	3,995	307	105	202	4,302
	低入落札件数	1,638	120	43	77	1,758
平成21年度	対象業務件数	3,721	2,930	1,019	1,911	6,651
	低入落札件数	884	327	192	135	1,211
平成22年度	対象業務件数	2,046	4,261	1,425	2,836	6,307
	低入落札件数	707	312	188	124	1,019
平成23年度	対象業務件数	2,061	5,051	2,089	2,962	7,112
	低入落札件数	664	36	23	13	700
平成24年度	対象業務件数	1,459	5,514	2,917	2,597	6,973
	低入落札件数	279	11	7	4	290
平成25年度	対象業務件数	1,854	6,418	3,653	2,765	8,272
	低入落札件数	162	11	6	5	173
平成26年度	対象業務件数	1,414	5,534	3,167	2,367	6,948
	低入落札件数	125	12	7	5	137
平成27年度	対象業務件数	1,390	5,433	3,154	2,279	6,823
	低入落札件数	101	12	8	4	113
平成28年度	対象業務件数	1,227	5,542	3,443	2,099	6,769
	低入落札件数	73	8	7	1	81
平成29年度	対象業務件数	1,193	5,744	3,559	2,185	6,937
	低入落札件数	70	11	6	5	81
平成30年度	対象業務件数	1,112	5,933	3,822	2,111	7,045
	低入落札件数	45	6	3	3	51
令和元年度	対象業務件数	1,326	6,344	4,232	2,112	7,670
	低入落札件数	49	2	2	0	51

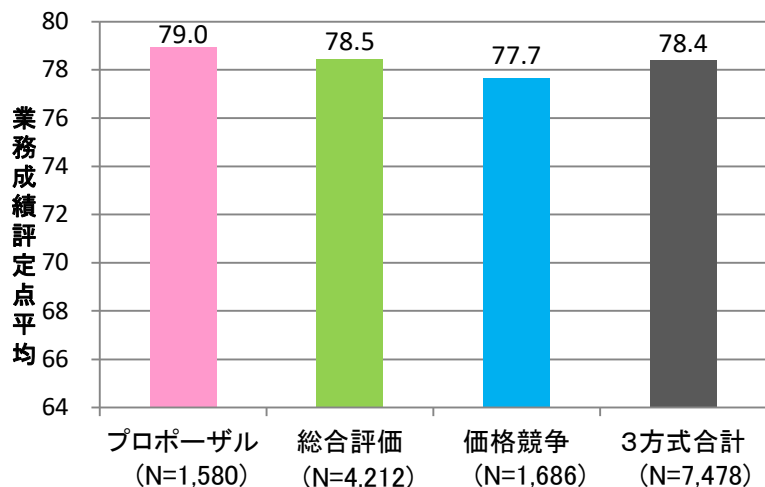
※予定価格1,000万円超の業務のうち、調査基準価格が設定されている業務を対象とし、調査基準価格を下回る業務を低入落札とした。

3. 業務成績との関係(令和元年度)

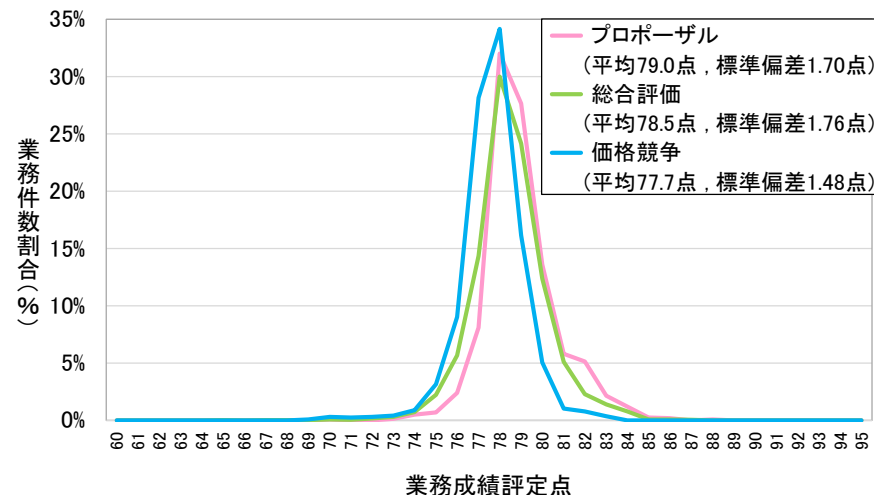
(1)発注方式・配点比率と業務成績評定点との関係(全業種計)

- ・業務成績評定点の発注方式別の平均は、プロポーザル方式(79.0点)が最も高く、以下、総合評価落札方式(78.5点)、価格競争方式(77.7点)の順。
- ・総合評価落札方式の配点比率別の平均は、1:3(78.1点)、1:2(78.6点)、1:1(78.4点)。

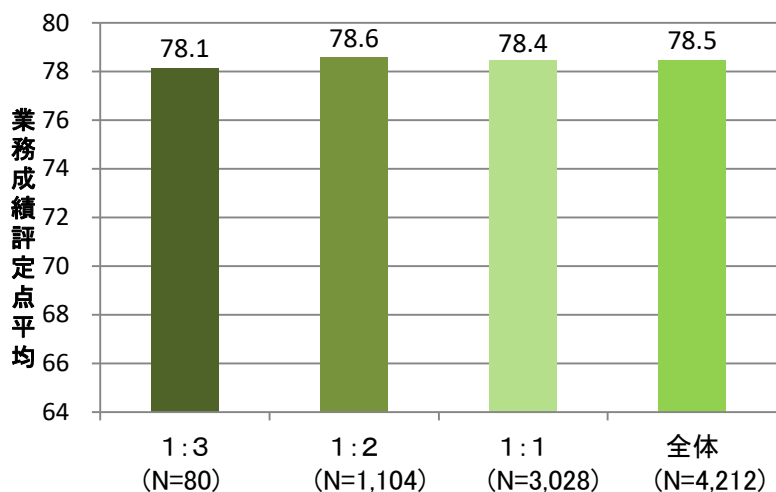
発注方式別評定点平均(令和元年度)



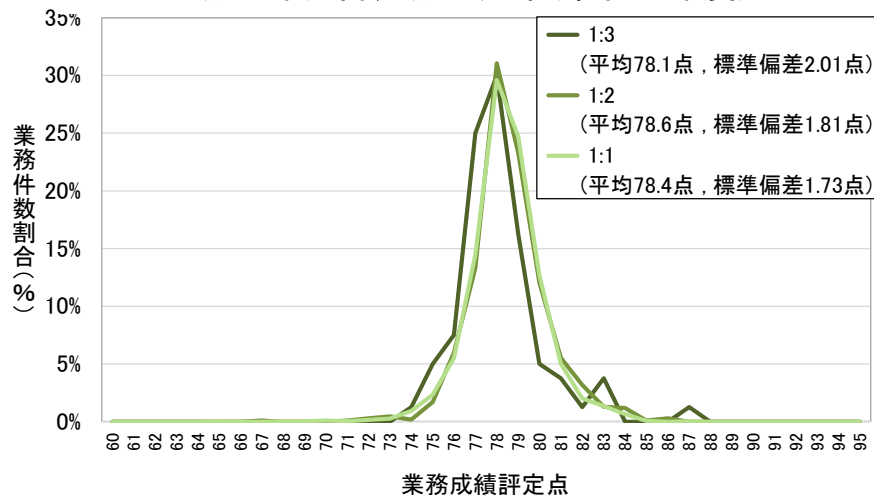
発注方式別評定点の分布(令和元年度)



配点比率別評定点平均(令和元年度)



配点比率別評定点の分布(令和元年度)



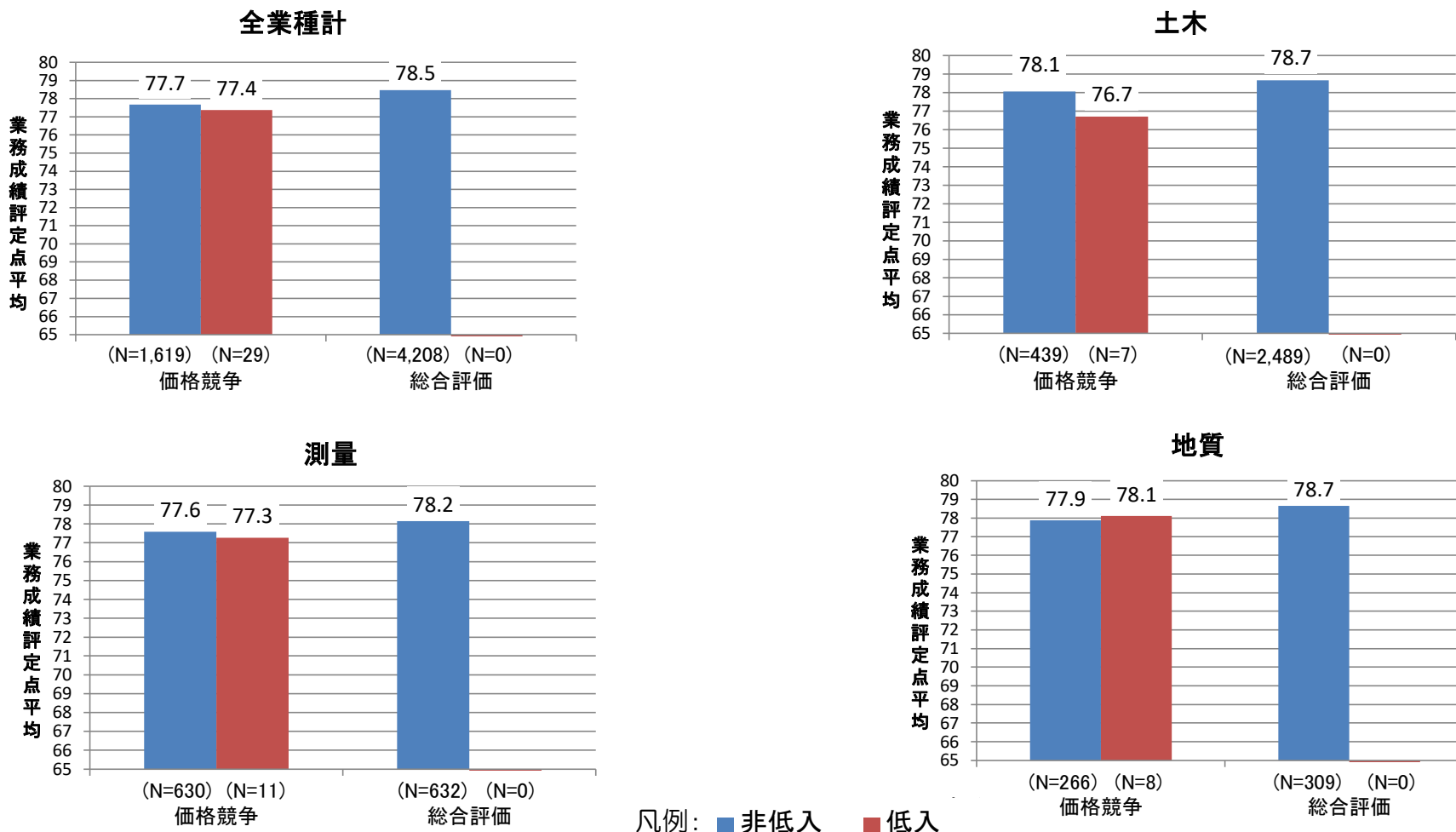
※分析対象は、全業種(土木、測量、地質、建築、補償、発注者支援)で、業務成績評定点が確認できた業務。

3. 業務成績との関係(令和元年度)

(2)低入落札の業務成績評定点(全業種計/土木/測量/地質)

- ・総合評価落札方式での低入落札は土木、測量、地質では発生しなかった。
- ・価格競争では、土木、測量では、低入落札の業務成績評定点は低い傾向となった。

業種別低入落札・低入落札でない業務別の業務成績評定点平均(総合評価・価格競争)



※調査基準価格または品質確保基準価格が設定されている業務を対象とし、これらの基準価格を下回る業務を低入落札とした。
 ※分析対象は、全業種(土木、測量、地質、建築、補償、発注者支援)で、業務成績評定点のある業務。